

## 平成 18 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代 表 監 査 委 員	小 松 欽 一	教 育 委 員 会 委 員 長	大久保 敬 一
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 好 文	収 入 役 室 長	齋 藤 乃 里 子
生 活 環 境 課 長	佐 藤 秀 男	農 林 課 長	阿 部 誠 一
観 光 課 長	長 谷 山 良	建 設 課 長	佐 藤 家 一
教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成18年9月7日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議案第105号 教育委員会委員の任命について
- 第2 議案第106号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第107号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第108号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第109号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第110号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第111号 平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第112号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第113号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第114号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第115号 平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第116号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第117号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第118号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第119号 平成17年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第120号 平成17年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第121号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)
- 第18 議案第122号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 第19 議案第123号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第1号)
- 第20 議案第124号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第5号)
- 第21 議案第125号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第126号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第127号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第128号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第25 議提第13号 にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第26 議提第14号 事務検査に関する決議について
- 第27 議案第129号 象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結について

## 第28 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、代表監査委員の小松監査委員、教育委員長の久保教育委員長の出席をいただいておりますので御報告いたします。

日程第1、議案第105号教育委員会委員の任命についてから、日程第24、議案第128号平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）までの24件を一括議題といたします。

これから担当部長の補足説明を行います。最初に、総務部長。

総務部長（須田正彦君） おはようございます。総務部関係の議案についての補足説明をいたします。

議案第105号の教育委員会委員の任命については、特にございません。

次に、議案第106号については、にかほ市の職員定数条例の一部を改正する条例であります。平成17年10月1日合併時点では、にかほ市の定数職員数は395名でございましたけれども、にかほ市行財政改革大綱での定員管理適正化計画では、目標といたしまして、一般職員数については退職者数の2分の1以下の者を新規採用するとして10ヵ年でおおむね66人の職員の削減をする計画となっております。こうしたことから今回条例の改正をいたすものでございます。

なお、にかほ市では、平成17年度末の消防職を除く一般職の退職者数は10名でございましたけれども、新規採用者といたしまして4月1日付で5名の採用となっており、今回にかほ市の職員定数を5名減の390人に今回条例の改正をお願いするものでございます。

また、11月末でガス水道局の熱量変更作業が一部終了することに伴いまして、事務部局内の定数を変更する必要があり、現在、公営企業で35名の定数職員を30名に改正するものであります。

なお、この条例は12月1日から施行するものであります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第107号について御説明します。にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正の趣旨は、市町村への権限委譲の推進に関する条例に基づき、秋田県から移譲される都市計画関係の事務の中で優良宅地の認定にかかわる事務と、開発行為の賦課にかかわる事務であります。この2つの事務については、手数料の徴収を伴うことから、優良宅地の認定関係で1項目、開発行為の許可関係で7項目の手数料を追加しております。

5ページ、6ページをお開き願います。37の項は優良宅地造成の認定に関する手数料で、基準に適合する宅地造成を行った場合、租税特別措置法に基づき認定を受けることで、その土地に係る譲渡益に対して減免措置が受けられるものであります。手数料は造成面積に応じて7段階となっております。

39項からは都市計画法に係る開発許可制度の申請手数料です。39項は開発行為に係る申請手数料で、住居用と業務用に区分され、手数料は面積に応じております。

7ページ、8ページをお開き願います。40項は既に申請した開発行為の変更の許可申請にかかわる事項であります。

41項は都市計画区域内で建物などの制限が定められている土地について、周辺地域の環境保全上または公益上により建築家の申請する場合の手数料であります。

42項は開発区域内において予定以外の建築物等の建築、改築、用途変更などについて周辺地域の環境保全上または公益上により建築家の申請をする場合であります。

43項は開発許可を受けていない区域について、第43条第1項のただし書きに基づき許可される場合の手数料です。

44項は開発許可を受けた者から土地の所有権や開発行為に関する施行権限を取得し、地位の承継を申請する場合の手数料であります。

9ページの45項は開発行為にかかわる登録簿の写しの交付にかかわる手数料です。

以上が追加する手数料の内容で、平成18年10月1日から施行するものであります。

なお、手数料の額については、秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例並びに秋田県開発許可等手数料徴収条例と同額となっております。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する108号につきましては、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 私のほうから議案第108号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

医療保険制度改革による健康保険法等の一部改正に伴い、にかほ市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

第4条第1号及び第4号の改正については、高齢者の患者負担の見直しから70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者の一部負担金が10分の2から10分の3に改正されるためのものでございます。

なお、公的年金等控除等の見直しに伴い、現役並みの所得に該当する高齢者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置くこととされております。

第5条と第6条の改正については、医療保険制度改革による現金給付の見直しから改正するもの

であります。第5条については、少子化対策の観点も踏まえ、出産育児一時金の支給を30万円から35万円に引き上げするものであります。

第6条については、医療保険制度改革により被用者保険の埋葬料が5万円に低額化されることから、葬祭費を7万円から5万円に改正するものであります。いずれも国民健康保険法の改正とあわせまして10月1日からの施行のため今回条例改正をお願いするものでございます。

なお、にかほ市国保運営協議会へ8月の8日に諮問をし、同協議会から22日に改正を了とする旨の答申をいただいております。また、8月25日に国民健康保険法第12条の規定に基づいて、知事への条例改正の協議をし、28日付で異議なしの回答をいただいております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第109号及び110号に関しては、消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、議案第109号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明をさせていただきます。

平成18年3月20日付で、これから先、消防団員として入団できる若者がいないということで、寺田集落代表第7分団長、第7分団第2部部長の連名で自主防災組織へ移行したい旨の要望書が提出されたことに伴い、市消防本部、消防団幹部が慎重に協議をし、集落の事情等を考慮し、平成18年5月1日付で自主防災組織への移行を認めたことを契機に、もう一度各集落の確保できる人員等の見直しを行い、より現実的な人員に近づけるために改正案を提出するものであります。

続きまして、議案第110号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これは、にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定に伴うもので、消防団員の定員の見直しに伴い、同じく水防団員の定員を改正するものであります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第111号から118号まで、収入役室長。

収入役室長（齋藤乃里子君） それでは、議案第111号から議案第118号までの補足説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書に基づき説明すべきところでございますが、決算説明資料を作成し、皆様のお手元にお配りしておりますので、その資料に沿って説明をさせていただきます。この緑色の表紙のついている資料でございます。

1 ページ目をお開きください。総括的なこととしまして、全会計についての決算説明について御説明いたします。会計は、一般会計及び7特別会計の歳入及び歳出の状況でございます。

初めに、歳入でございますが、全会計合わせた予算額が157億1,906万1,000円で、調定額が149億3,775万4,000円でございます。これに対する収入済額が145億4,669万8,000円となっております。また、不納欠損額は、一般会計で440万3,000円、国民健康保険事業特別会計事業勘定が872万5,000円で、合わせまして1,312万8,000円となっております。調定額に対する収入割合は、一般会計では97.8%、特別会計全体では96.8%となっております。

次に、歳出でございます。全会計の支出済額が137億2,560万1,000円で、予算額に対する支出割合は、一般会計は85.6%、特別会計全体では89.7%となっております。予算繰越額は、一般会計

及び公共下水道事業特別会計を合わせて11億5,066万7,000円となります。

次のページ、2ページ目をお開きください。各会計の歳入歳出差引額と実質収支額の状況でございます。歳入歳出差引額は各会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額となります。また、実質収支額は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額となります。繰越明許費繰越額についての内訳は下の表のとおりでございますが、翌年度繰越額のうち未収入特定財源を除いた一般財源の額が翌年度へ繰り越すべき財源となります。この結果、一般会計は2,645万6,000円、公共下水道事業特別会計では765万円となります。

次のページ、3ページになります。議案第111号の平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

収支の状況は、歳入歳出差引額が3億2,338万1,000円となります。実質収支額は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額ですが、2,645万6,000円を差し引いた額2億9,692万5,000円となります。

次に、歳入の状況でございます。収入済総額は82億329万1,000円で、不納欠損額は440万3,000円となります。調定に対する収入率は97.8%となっております。歳入総額に占める割合の高いものでは、19款市債20.5%、18款諸収入20.2%、9款地方交付税19.2%、1款市税が14.7%となっております。18款の諸収入には旧町の決算剰余金として旧3町分、衛生施設組合、消防組合分、合わせまして13億4,884万円が含まれております。

次に、4ページをごらんください。歳入総額の14.7%を占めております市税の状況でございます。7税目の合計収入済額が12億183万9,000円で、不納欠損額は、市民税が個人・法人合わせまして178万7,000円、固定資産税が256万2,000円、都市計画税が7,000円と、全税目合わせまして435万6,000円となっております。収納率を見ますと、現年度分の状況は、個人市民税が96.91%、法人市民税99.54%、固定資産税94.42%となっております。

次に、5ページの歳出の状況でございます。支出済総額は78億7,991万円で、翌年度繰越額は10億6,066万7,000円となります。予算執行率は85.6%となっております。歳出総額に対し高い比率を示しておりますのは、2款の総務費、3款民生費、それから12款公債費の順となっております。

次に、6ページをごらんください。主要事業を一覧にしてありますが、その中で2款総務費、電算システム構築業務委託料2億5,408万9,000円、それから4款衛生費、象潟斎場建設工事費2億3,550万2,000円、それから8款土木費、金浦大竹道路改良工事費1億3,425万4,000円などが支出額の多い事業となっております。

次に、7ページになります。議案第112号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算でございます。

歳入歳出差引額は4億710万6,000円で、実質収支額も同額となっております。国民健康保険税の状況でございますが、一般被保険者医療給付費分の現年度分収入済額は3億2,723万3,000円で、収納率は86.63%となっております。また、退職被保険者の医療給付費分の現年度分収入済額は1億3,076万1,000円で、収納率は97.36%となっております。

次に、8ページをお開きください。歳入の主なものとしましては、国民健康保険税、これは歳入

総額の 26.9%、それから国庫補助金は同じく 27.9%、療養給付費交付金、これは全体の 20.8%となっております。また、雑入として旧町決算剰余金 2 億 1,311 万 3,000 円ございますが、これは旧仁賀保町、旧象瀉町の方でございます。

それから、歳出の主なものとしましては、保険給付費のうち療養諸費が 9 億 7,735 万 4,000 円で歳出総額の 67%を占めております。また、諸支出金の一般会計繰替使用返済金 1,545 万 3,000 円は、旧金浦町の国保分でございます。

続きまして、議案第 113 号にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出差引額は 1,724 万 7,000 円で、実質収支額も同額となります。

歳入の主なものとしましては、診療収入で小出診療所、院内診療所合わせまして 9,956 万 4,000 円の収入となります。これは歳入総額の 49.7%を占めております。また、雑入の旧町決算剰余金は 9,612 万 9,000 円で、これは 48.0%となっております。

それから、歳出の主なものとしましては、小出・院内両診療所の改修工事に係る施設設備費 8,318 万円、財政調整基金への積立金 400 万円などでございます。

それから、9 ページのほうになりますが、議案第 114 号にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出差引額では 2,562 万 8,000 円の歳入不足となっております。このため、不足額同額を翌年度歳入繰上充用金で歳入を補てんしまして決算となりました。

老人保健特別会計の歳入は、支払基金からの交付金、それから国庫支出金、県支出金、一般会計からの繰入金とそれぞれの負担割合による収入となります。その合計額は 16 億 9,475 万 9,000 円で、歳入総額の 96.2%となっております。雑入は旧 3 町からの決算剰余金 6,620 万 8,000 円となっております。

歳出でございますが、老人保健は、医療費の給付、また、支給が主な事業でありますので、この支出額が 17 億 7,938 万 3,000 円で、全体の 99.6%を占めております。

それから、議案第 115 号にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出差引額は 1 万 2,000 円で、実質収支額も同額となります。この会計につきましては特に説明はございません。

それから、10 ページになります。議案第 116 号にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出差引額は 616 万 8,000 円で、実質収支額も同額となります。

歳入の主なものとしましては、水道使用料 1,500 万 9,000 円、雑入として旧仁賀保町、旧象瀉町分の決算剰余金が 668 万 8,000 円でございます。

それから、歳出の主なものとしましては、水源井築造工事等の工事請負費が 1,482 万 9,000 円となっております。

続きまして、議案第 117 号にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出差引額は 8,052 万 6,000 円でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許

費繰越額が765万円です。実質収支額はこの額を差し引いた残額7,287万6,000円となります。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料金1億641万9,000円、国庫補助金6億8,465万円と、それから旧仁賀保地区衛生施設組合法算剰余金が1億8,211万5,000円となっております。

11ページのほうになります。歳入の主なものとしましては、建設工事委託料として笹森クリーンセンター等の工事委託料が7億2,776万6,000円、象潟幹線管渠等の建設工事請負費が3億8,176万7,000円となっております。

次に、議案第118号にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出差引額は1,228万5,000円で、実質収支額も同額となります。

歳入の主なものとしましては、施設使用料と下水道使用料合わせまして5,517万1,000円、それから県補助金3億6,190万円、それに旧仁賀保町、旧金浦町の決算剰余金合わせて7,684万8,000円が主なものでございます。

歳出としましては、農業集落排水事業減債基金への積み立て5,719万2,000円、それから工事請負費として管路処理施設等の事業費4億8,988万8,000円、また、一般会計繰替使用返済金7,290万6,000円、これは旧象潟町分となっております。

それから、最後のページ、12ページになります。にかほ市基金の保有状況でございます。平成17年度の各基金の追加積み立て、それから取り崩しの予算執行額は、の決算年度中の額と、それからの出納整理期間中の額、合計額、これらを合わせますと6億7,279万4,428円となります。その結果、平成18年5月31日現在の基金保有総額は、36億7,331万2,692円となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第119号から120号までは、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第119号平成17年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書のほうをお開きください。初めに、2ページになります。収益的収入及び支出となっております。こちらのほうは税込みの数字でございます。収入のほう、ガス事業収益が2億2,231万6,265円。主なものとしたしましては、ガスの売上が1億8,746万7,635円でございます。

それから、支出のほうでございます。ガス事業費用としたしまして、決算額が2億1,967万3,477円。歳入の主なものとしたしましては、採取製造費、これは原料ガス代でございます。7,884万9,614円。供給販売費6,855万5,588円となっております。営業雑費用のほうで1,100万円ほど不用額、余計出ておりますが、これは割引販売等器具のほうを合併記念セールというふうなことで大幅にセールを行ったためでございます。

続きまして、次のページ4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。こちらのほうも税込みの表示となっております。資本的収入、決算額が3億5,025万6,641円。主なものとしたしましては、企業債2億9,470万円です。負担金は公共下水道等からの補償金によるものでございます。補助金につきましては、熱量変更等の作業に伴う補助金が入っております。

支出のほうですが、資本的支出、決算額が2億6,043万4,619円。主なものとしたしましては、建設改良費、並びに熱量変更ということで開発費が主なものとなっております。ガス事業において



は、継続費といたしまして3億8,200万3,000円を本年度に繰り越しをいたしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。損益計算書でございます。こちらは税抜きの表示になります。下から3行目のほうに当年度純損失ということで571万4,417円、これだけの金額が赤字ということで出ております。そのほかについては御自読をお願いしたいと思います。

それから、14ページをお願いします。事業概要の総括でございますけれども、18年3月末の需要家戸数は全部で6,280戸ございました。内訳といたしましては、仁賀保地区が2,240戸、金浦地区が1,202戸、象潟地区が2,838戸、前年度よりも72戸の減少となっております。ガス販売量におきましては、仁賀保地区が3.2%増、金浦地区が0.8%減、象潟地区が2.1%増ということでございまして、全体でも1.9%の増ということになっておりまして、ガス事業といたしましては久々の増ということでございますけれども、これは昨年の冬の寒波によるものということで、これが引き続き続くものとは考えられませんので、今後も厳しい経営状態が続くのではないかなというふう考えております。

続きまして、16ページをお願いいたします。工事ですけれども、この工事につきましては合併以前に発注したものも含めまして掲載しております。新市として、にかほ市として支払いしたものが計上されておりますので、お願いいたします。

それから、18ページになります。(2)番の事業収入に関する事項。ガス売上、営業雑収益、営業外収益ということで、金額の合計が2億1,175万5,008円。

それから、事業費に関する事項の計が2億1,746万9,425円。これの差し引きによって571万4,417円の純損失ということでございます。これは先ほど説明いたしました収益的収支のものから税を差し引いたものでございます。

次のページの会計でございますが、これが新市において発注した主なものということでございます。この中には次年度に繰り越ししたものも含めて発注したものを掲載しております。

それから、最後ですけれども、24ページをお願いいたします。企業債明細書ということで起債残がこれだけまだ残っているということで、3町の合算したものが合計で5億7,954万137円ありますということでございます。

続きまして、議案第120号水道事業会計でございます。

2ページのほうをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。こちらも同様に税込みの数字でございます。水道事業収益、決算額2億4,179万9,897円。主なものとしては給水収益ということで営業収益が2億3,844万7,386円でございます。

支出のほうですが、水道事業費用、決算額が2億226万7,755円。主なものといたしましては営業費用、これは給水、あるいは供給といったものの費用でございます。1億6,812万1,748円となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。こちらも税込みでございます。資本的収入、決算額が2億6,630万4,711円。主なものといたしましては、企業債が1億8,930万円。負担金は公共下水道等の負担金でございます。補助金は、公共事業、補助事業、石綿管更新というふうなことの補助事業を行っておりますので、これらのものに対する補助金でご

ざいます。

それから、資本的支出、4億1,799万5,308円。建設改良費が主なものとして支出されております。これは大きなものとしては畑排水場の建設等、これらのものがございます。

これに資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,169万597円は、引継ぎ補てん財源と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしております。

8ページのほうをお願いいたします。損益計算書になります。こちらのほうも下から3行目ですが、当年度純利益ということで3,004万6,015円、これが水道事業の会計としては純利益を上げております。

10ページをお願いいたします。下のほうですが、にかほ市水道事業剰余金処分計算書ということでありまして、処分額といたしまして、減債積立金に500万円、建設改良積立金に500万円それぞれ計上しております。減債積立金につきましては、純利益の20分の1以上を積み立てなさいということになっておりますので、今年合併してまだゼロでございますので、多少20分の1を超えておりますが、500万円ということで計上したものでございます。

それから、水道事業のほうの工事関係でございすけれども、これもガス事業同様 — 16ページです — 合併前からのものを含めましてにかほ市として支払いしたものとということで記載してあります。

それから、17ページになりますが、真ん中辺の業務量、上半期後半ということで、10月からの決算なはずですが、9月分が載っております。これにつきましては旧象潟町のほうの決算の状況が翌々月の締めというふうな形になっておりまして、その分、旧町時代でこの部分には今までであれば10月分として記載したものでございすけれども、合併後、他の2町と足並みをそろえるという観点で、ちょっと不規則ではありますが、象潟町分だけ7ヵ月分というふうなことの記載になっております。これで3月ですべて3町分も足並みをそろえて同意した決算になるというふうなことで9月分を計上してあります。

18ページでございす。事業収入に関する事項、これも計が収入の部として2億3,042万6,327円、支出のほうが2億38万312円。これの差し引きとして3,004万6,015円の純利益が出ているというふうなことでございす。

次のページの会計は、にかほ市として発注した主な工事でございます。

それから、最後になりますが、25ページ、26ページ、これに企業債の明細が載っております。未償還残高が17億344万6,629円ということになっております。

以上でございす。

議長（竹内睦夫君） 次に、代表監査委員から決算監査の報告を求めます。小松代表監査委員。

代表監査委員（小松欽一君） おはようございす。小松欽一と申します。よろしく願い申し上げます。

それでは、決算審査意見書1ページをお開き願います。にかほ市長横山忠長様。にかほ市監査委員小松欽一。同じく飯尾善紀。

平成17年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 17 年度にかほ市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された各基金の運用状況を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

2 ページをお開きいただきます。平成 17 年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

第 1、審査の概要。1、審査の対象、歳入歳出決算、一般会計、平成 17 年度にかほ市一般会計、特別会計、以下の 7 項目でございます。

第 2、審査の期間。平成 18 年 8 月 2 日から 8 月 10 日の期間でございます。

第 3、審査の方法。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明を聴取し、通常実施すべき審査を行った。

第 4、審査の結果及び意見。平成 17 年度に審査の対象とされた提出書類は、いずれも平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの決算で、歳入・歳出における決算額が通年の下期分が計上されているのみであり、前年度等と比較対照しながら決算の概要を把握し、意見を申し上げることにはできませんが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

歳入については、市税、使用料等の不納欠損及び収入未済について担当課から資料を提出していただき、詳細に事情聴取し今後の徴収努力をお願いしております。

歳出においては、主要事業執行実績報告書に基づき書類を審査したところ、適切に処理されていると認められました。

なお、審査過程で見受けられた事務的に改善を要する事項及び留意を要する事項については、該当部署に指摘または是正の検討を要望しております。

市の財政は、地方交付税の大幅な削減、加えて法人市民税の落ち込みなどにより厳しい財政環境下にあり、行政運営の適正化、財務の健全性及び内部牽制の充実に一層の努力をお願いしたい。

最後に、にかほ市は「夢あるまち」「豊かなまち」「元気なまち」づくりを基本理念として掲げています。「市民の幸せづくり」のため、その基本理念の早期実現に向けて、一層努力されることを御期待申し上げます。

4 ページ以降はお目通し願います。

20 ページをお開き願います。平成 17 年度にかほ市基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。5 つの基金でございます。

2、審査の期間。平成 18 年 8 月 2 日から 8 月 10 日まで。

3、審査の方法。審査に当たっては、市長から提出された各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い、確実かつ効率的に運用されているかについて審査いたしました。

4、審査の結果。各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書

及び関係諸帳簿等と符合し正確であると認めました。

以下はお目通しをいただきたいと思います。

それから、22 ページをお開き願います。平成 17 年度にかほ市ガス事業会計・水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 17 年度にかほ市ガス事業会計及び水道事業会計の決算及びその関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

23 ページをお開き願います。平成 17 年度公営企業会計決算審査意見。

第 1、審査の概要。1、審査の対象。平成 17 年度にかほ市ガス事業会計決算、平成 17 年度にかほ市水道事業会計決算。

第 2、審査の期日。平成 18 年 8 月 7 日でございます。

第 3、審査の手続。市長から提出された各事業会計決算書等が、関係法令に準拠して作成されているか、そして当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合など必要と認める審査手続を実施いたしました。

また、関係書類、帳簿について関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行っております。

第 4、審査の結果及び意見。審査に付された各事業会計の決算書、財務諸表及び附属明細書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符号し、正確であると認めた。また、各事業の経営状況及び当年度末の財政状況を適正に表示していると認めました。

しかしながら、ガス・水道料金の滞納や工事・器具販売代金の未納が増加しており、回収に向けて内部体制の連携強化及び有効な収納対策の確立を望みます。

以下、お目通しをいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これより議案第 121 号の歳入についての補足説明に入ります。総務部に関することは、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部関係の補正予算に係る一般会計の補足説明をいたします。

7 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 表地方債補正では、追加補正といたしまして地方道路整備臨時交付金事業であります象潟中学校建設に伴う道路改良事業といたしまして 1,130 万円の地方債の補正をお願いしております。この事業に対しては、充当率が 90%の起債事業でございます。

また、起債の変更といたしまして 1,330 万円の増額の変更でございます。起債の内訳といたしまして、小型動力ポンプ等につきましては、充当率が従前 75%でございましたけれども、90%に変更になったために増額するものでございます。また、地方交付税額が確定したことに伴いまして、それに伴い臨時財政対策債が 620 万円の減、そして市民税等の減税補てん債が 1,860 万円等を変更し補正するものでございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。10 ページをお開きいただきたいと思います。1 款市税 1 項市民税 2 目法人市民税の減額補正について御説明をいたします。現在、電子部品メーカーを中心に、薄型テレビなどのデジタル家電や携帯電話、自動車向け電子部品の需要が好調で、フル生産の状態が続いている状況であります。平成 18 年度当初予算作成時においても、特に影響の大きいと思われる 1 号法人についての決算予想は、景気予想を考慮し、平成 17 年 3 月期の業績数値を、税収を算定基礎として当初予算に計上しておりましたが、平成 18 年 3 月期の決算による増収については、連結決算の関係上、当初の予想を大きく下回り、前期と比べて約 31% 減少いたしました。そのことに伴いまして、平成 18 年 5 月の決算納税額は 6,549 万 3,000 円、そして 11 月の予定納税額は 1 億 1,906 万 2,000 円、合わせまして 1 号法人の 18 年度の想定の前定数値は 1 億 8,455 万 5,000 円の予定であることから、今回 1 億 6,000 万円を減額補正するものでございます。

次に、1 款 2 項固定資産税の増額補正について御説明をいたします。土地につきましては予算額に対して約 2,600 万円の増、家屋につきましては約 600 万円の減、償却資産については大手電子部品メーカーの積極的な設備投資がありまして今回 8,000 万円の増、合わせて 1 億円を今回、固定資産税として増額補正するものでございます。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金は、交付額の確定により 5,948 万 3,000 円を増額し、1 億 4,548 万 3,000 円とするものでございます。内訳といたしましては、減税補てん特例交付金が 1 億 3,680 万 7,000 円、児童手当の特例交付金といたしまして 867 万 6,000 円が算定の基礎となっております。

10 款 1 項 1 目普通交付税の減額補正について御説明いたします。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額でございますけれども、その内訳といたしまして、平成 17 年度と比較し、個人市民税で定率減税の 2 分の 1 の廃止などに伴いまして 1 億 204 万 4,000 円の増で、個人市民税といたしましては、基準財政需要額といたしまして 6 億 5,033 万 3,000 円、そして、法人市民税で平成 17 年度における T D K の業績好調に伴った修正申告が約 2 億 9,000 万円ほどございまして、そういう税収の実績が伸びたことによりまして 6 億 407 万 1,000 円の増で、9 億 448 万 8,000 円が基準財政需要額と見られております。また、収入額で見られております。三位の改革によりまして所得譲与税で 1 億 856 万 6,000 円の増で 2 億 1,528 万 2,000 円、合計で 7 億 9,959 万 6,000 円の増となりまして、基準財政需要額は 38 億 4,891 万 2,000 円となっております。

なお、一方、基準財政需要額といたしましては、市政執行に伴いまして生活保護費が新たに 2 億 6,222 万 3,000 円の増となっております。また、児童手当の制度の拡充などによりまして、社会福祉費が前年と比較いたしまして、基準財政需要額では 1 億 2,430 万 5,000 円の増で、5 億 5,251 万 9,000 円、そして、その他の諸費で合併補正等によりまして 1 億 734 万 3,000 円の増で、11 億 4,190 万 4,000 円などが増額となっております。

また、各項目の算定におきまして国勢調査の人口の減ということで、従前は 3 万 347 人から 1,378 人の減の 2 万 8,969 人が国勢調査の数値となっております。そうしたことに伴いまして全体的に財政需要額がかなり落ち込んできているということになっております。

以上の結果、今年度のかほ市の基準財政需要額は 81 億 8,983 万 8,000 円から臨時財政対策債への振替可能額 4 億 8,787 万 9,000 円と、基準財政収入額、先ほど申し上げました 38 億 4,891 万 2,000

円、さらに国の調整分といたしまして1,884万2,000円を控除した金額で、交付税といたしましては38億3,420万5,000円が平成18年度の普通交付税として算定されております。対前年度比で3億6,450万5,000円の減額でございます。率にいたしまして8.7%の減となっております。当初予算編成に当たっては、平成17年度の普通交付税を41億9,871万円から国の地方財政計画に示されておりました5.9%を減額し、さらに福祉事務所設置に伴う経費を見込み、当初予算は40億円を計上しておりましたけれども、今回1億6,579万5,000円を減額するものでございます。

次に、14ページの21款1項8目臨時財政対策債についても普通交付税と合わせて算定されております。発行可能額が4億8,787万9,000円に基づき、今回4億8,780万円として620万円ほどを減額いたしております。

12ページをお開きいただきたいと思います。15款3項1目総務費の委託金でございますけれども、このものにつきましては、来年の4月に行われる秋田県の議会議員選挙の準備に対する交付金でございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。16款の財産収入2項の財産売払収入1目の不動産の売払収入でございますけれども、このものにつきましては、にかほ市の下横根分譲地の売払収入として、宅地450.7平米でございますけれども、坪単価にして6万6,000円、金額にいたしまして901万4,000円の不動産の売払収入でございます。

18款繰入金2項基金の繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金は、海外委任の再生事業に対するTDKからの寄附金が8,000万円ほどございましたけれども、今回事業を行うということで今回繰り入れする4,007万6,000円と、財政調整基金といたしまして積み立てしておりました5億4,000万円のうち補正財源として2,703万7,000円を今回繰り入れするものでございます。合わせて6,780万3,000円を今回繰り入れするものでございます。

続きまして、19款1項1目繰越金は、17年度の繰越金が確定いたしておりますので、今回予算計上額2億1,440万1,000円を補正し、繰越金については2億9,692万5,000円とするものでございます。

14ページについては先ほど御説明申し上げました市債でございますので省略いたします。

以上で総務部関係の歳入を終わります。

議長（竹内睦夫君） 所要のため11時10分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部に関することは、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の補足説明をいたします。

11ページをお開きください。14款1項1目の3節児童福祉費負担金3,331万2,000円の減額は、

平成 18 年度から児童扶養手当給付費負担金の負担割合が、国が 4 分の 3、地方が 4 分の 1 でありましたけれども、国が 3 分の 1、地方が 3 分の 2 となったことによりまして国の負担金を減額するものであります。

それから、12 ページをお開きください。14 款 2 項 1 目 2 節の児童福祉費補助金 61 万 8,000 円は、母子家庭の母親が経済的自立に効果的な資格を取得するための補助金でありまして、国が対象支給額の 4 分の 3 を補助するものであります。詳しくは歳出で説明申し上げます。

14 ページをお開きください。20 款 4 項 6 目 1 節雑入のうち、上から 2 番目の生活保護費返還金 262 万 1,000 円は、保護に要する費用を支弁した後に収入を認定することによりまして支弁した金額の範囲内でその費用を生活保護法の費用返還義務の規定がありまして、その規定に基づきまして返還させたものであります。

また、その下の生活保護費第三者納付金 181 万円であります。被保護者が昨年 11 月に交通事故に遭いまして、その治療費を医療扶助として全額立てかえ払いしておりましたけれども、過失割合に基づきまして保険会社から 75% を納付してもらったものであります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の歳入を御説明申し上げます。

最初に、11 ページになります。11 ページの上のほうですけれども、12 款分担金及び負担金 1 項分担金の 2 目農林水産業費分担金の 2 節林業費分担金であります。これは松くい虫の被害木の伐倒処理の分担金でありまして、9 人分の 4 万 5,000 円であります。

それから、その下の 13 款使用料及び手数料 1 項使用料 6 目商工使用料の 1 節商工使用料につきましては、35 万円ですが、ことしというか、今期スキー場を 12 月末から 3 月の上旬まで開設いたしますけれども、そのリフト券の売上料を計上しております。

次の 12 ページになります。15 款県支出金 2 項県補助金の 4 目農林水産業費県補助金でありますけれども、1 節の農業費補助金、この 3 件はいずれも事業費の確定に伴う補正であります。なお、説明欄中、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金でありますけれども、これにつきましては年度途中の名称変更で、当初予算におきましては、あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金のことであります。

次に、14 ページになります。上から 4 行目でありますけれども、支障物件等補償費 114 万 5,000 円ですが、市の五里合地内の送電線下の支障木伐採に対する東北電力からの補償費でありまして、計上額は関係集落と組合分、そして市の分収分を含む総額であります。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育関係に関する説明は、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の歳入の主なものについて補足説明いたします。

14 ページをごらんになっていただきますが、20 款 4 項 6 目雑入のうち、一番下の欄にあります博物館に関する国際交流に対する助成金 100 万円を計上しておりますが、これは、財団法人カメイ社

会教育振興財団が行う博物館に関する国際交流に対する助成金でございます。白瀬南極探検隊記念館とニュージーランド・クライストチャーチにありますカンタベリー博物館の資料相互の貸し付けによる企画展に対する助成金でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは、建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係について御説明します。

12ページをお開き願います。上のほうですが、14款2項3目土木費国庫補助金です。地方道路整備臨時交付金の1,540万円は、象潟中学校建設に伴う道路改良費の交付金で、事業費の55%を見込んでおります。

13ページをお願いします。15款3項6目土木費委託金です。県道除雪委託金225万円、これは県道4路線、県道の歩道12路線の委託金であります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳入について御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。14款2項2目衛生費国庫補助金12万円ございますが、これは合併浄化槽5人槽1基の設置に対する国庫補助金でございます。これは公共下水道や農集排事業の計画区域外にある方が合併浄化槽を設置する場合、国・県・市が補助するもので、今回、金浦地区の方が設置することによるものでございます。

15款2項3目の衛生費県補助金39万8,000円は、国庫補助金と同じく合併浄化槽の県対応分の補助金12万円、及び海岸漂着ごみの処理に対する県単独補助事業の環境整備活動推進事業補助金27万8,000円でございます。

14ページをお願いします。20款4項6目の水難事故防止事業費助成金8万2,000円は、秋田県水難救済会から助成されるものでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに歳入についての説明漏れございませんか。

引き続きまして、歳出についての補足説明に入ります。議会費に関することは、議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 15ページになります。議会費でございますが、9節の旅費でございます。116万8,000円。これは旧3町ごとに行われますふるさと会の議員の皆様方の旅費であります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、総務部に関することは、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部が所管する歳出について御説明いたします。

15ページをお開きいただきたいと思えます。2節、3節については4月の人事異動及び昇格に伴う職員給料等の増額分でございます。

16ページをお開きいただきたいと思えます。4節の共済費でございますけれども、社会保険料200万円は、学校生活サポート支援補助員8名分の社会保険料でございます。



続きまして、9 節の特別旅費は、市町村職員海外研修分といたしまして 1 名分の旅費でございます。また、合同ソウルセールス事業実行委員会委員長、佐竹秋田市長でございますけれども、そこで主催する合同ソウルセールス事業に伴う市長の随員 1 名分の旅費でございます。なお、市長の旅費は実行委員会で負担することとなっております。

13 節については職員の研修会の委託料でございます。

19 節の集会施設整備補助金は、大須郷集落会館のトイレの改修工事費約 321 万円の 3 分の 1 補助金ということで 107 万円を予算計上いたしております。

4 目の財産管理費 11 節需用費の修繕料ですけれども、このものについては駐車等の一般修繕 30 万円を補正するものでございます。当初予算について修繕料を予算計上しておりましたけれども、ガラス等の破損に伴いまして残額が少なくなっていることから今回一般修繕費 30 万円を補正するものでございます。

17 ページをお開きいただきたいと思います。8 目の運転管理費 13 節運転業務委託料は、4 月以降の運行状況を見ますと、当初約 320 件ほどを見込んでおりましたけれども、8 月までの実績状況を見ますと、約 310 件ほどになっております。今後 140 件ほどの運行が可能でないかなというふうに計画されることから今回予算を補正をお願いしているところでございます。約 130 万円の補正をお願いしたいと思っております。

9 目の企画費でございます。13 節委託料は都市再生整備計画予備調査業務委託料 400 万円でございますけれども、金浦地区に建設予定の文化施設を核に、まちづくり交付金事業に適合する事業展開を計画するための予備調査業務委託費でございます。

11 目の交流促進事業費の補正は、五島まさを「新生にかほ市」百景展を 11 月 10 日から 10 日間スマイルを会場に開催する経費でございます。

13 目国体推進費 19 節負担金補助及び交付金は、10 月 13 日から 18 日まで開催される国体リハーサル大会の全国社会人サッカー選手権大会の会場となる T D K サッカー場に仮設スタンド約 800 人分の設置する費用といたしまして 300 万円を秋田わか杉国体にかほ市実行委員会に補助するものでございます。

18 ページをお開きいただきたいと思います。2 款 2 項 1 目税務総務費の補正の主なものは、平成 18 年度の住民税並びに所得税の申告相談に関する臨時職員の賃金の費用でございます。

23 ページをお開きいただきたいと思います。2 款 8 項 2 目金浦センター管理費 14 節でございますけれども、事務機器等リース料、また、自動車リース料及びコピー機、印刷機のリース料でございます。

42 ページをお開きいただきたいと思います。9 款 1 項 5 目災害対策費の 11 節の需用費の修繕料 49 万 4,000 円でございますけれども、このものにつきましては、防災無線の固定系であります水岡、小砂川、及び移動系の基地局であります金浦のケーブル交換に係る修繕料が 49 万 4,000 円でございます。

総務部関係は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する事、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 次に、市民部関係の歳出の主なものを御説明申し上げます。

28 ページをお開き願います。初めに、予算に関連がございますので、市長の市政報告でも触れましたが、医療制度改革に伴う後期高齢者医療制度広域連合の設立について御説明申し上げます。

超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現のため、現在の老人保健制度にかえまして、新たな高齢者医療制度を創設し、75 歳以上の後期高齢者の独立した医療制度が平成 20 年 4 月からスタートすることになりました。

財源構成は、公費負担約 5 割、現役世代からの支援約 4 割、高齢者負担の保険料 1 割となっており、運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入して組織される広域連合が行うこととされております。この広域連合については、施行準備に要する期間を勘案し、平成 18 年度末までに設立することになっておりますが、秋田県においては、5 月から 4 回の設立準備委員会設置のための検討会を開催。9 月には設立準備委員会を設置して、全市町村の 12 月議会に広域連合設置のための条例案等を上程する計画で、平成 19 年 3 月末の広域連合設立に向けて、県の指導のもとに準備をいたしておるところでございます。

28 ページの 3 款 4 項 3 目 19 節の負担金 29 万 3,000 円の補正は、この後期高齢者医療広域連合設立準備委員会に係る負担金の補正でございます。

次、29 ページ、3 款 5 項 1 目災害救助費 19 節の助成金 8 万 3,000 円は、歳入とも関連ございますが、水難事故防止機器設置事業により、象潟大瀬海水浴場に設置したゴムボート 4 人乗り 2 艘の経費に係る助成金でございます。

同じページの 4 款 1 項 6 目環境衛生費 11 節燃料費 80 万円の補正は、火葬場の灯油の値上がりと、特に象潟斎場の件数の増加によるものでございます。

次に、30 ページでございます。19 節負担金補助及び交付金 49 万 9,000 円の補正は、歳入の国・県補助金とも関連しますが、合併浄化槽設置に対する補助金でございます。国・県に対する市の対応額及び市のかさ上げ分を含めましての補助金で、5 人槽の限度額は 50 万円となっております。

4 款 2 項 1 目清掃総務費 19 万 9,000 円は、海岸漂着ごみ処理のための重機借り上げ分を計上しております。

19 節 50 万 8,000 円の減額補正は、合併の関係で 2 つの市になったこと、いわゆる由利本荘市とにかほ市の 2 つの市になったことから、両市の負担割合を調整しておりました。今回その確定したことによる減額でございます。

31 ページ、4 款 2 項 3 目 11 節の修繕料 50 万円は、金浦処分場のシート及びガス抜き管の破損による修繕、13 節委託料の 192 万 6,000 円の減額補正は、管理委託及び分析委託の請負差額でございます。

4 款 3 項 1 目水道整備費 28 節繰出金 604 万 3,000 円の減額は、17 年度簡易水道特別会計の繰越金が確定したことの関連でございます。

市民部関係は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する説明は、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の歳出について補足説明いたします。

24 ページをお開きください。24 ページ、3 款 1 項 3 目身体知的障害者福祉費の 13 節委託料 15 万 2,000 円の減額と、25 ページの 19 節の負担金補助及び交付金の 17 万円の減額、また、その下の 20 節扶助費の 46 万 1,000 円の増額補正について御説明いたします。

これらにつきましては、本年 10 月から障害者自立支援法が全面施行されることに伴いまして、これまで障害の種別ごとに分かれていたサービス体系の仕組みが、介護給付、それから訓練等給付、及び市町村が実施する地域生活支援事業に大別されまして、それぞれ新しい福祉サービスに移行することから、今までのサービス分の事業費を新しいサービスの事業費として扶助費に組み替えたものであります。

なお、13 節、19 節、20 節を合わせますと 13 万 9,000 円ほどの増額となりますが、これは自立支援法におきまして、養護学校児童生徒放課後生活支援事業が市町村の実施する地域生活支援事業に組み込まれることになったために、秋田県が負担することになっていた 10 月から 3 月までの事業費分を利用する市町村が案分して負担することになったため、13 万 9,000 円が増額しております。

また、同じページの 23 節償還金利子及び割引料の 21 万 8,000 円ですが、これは、平成 17 年度事業分の実績報告に基づく事業費精算確定見込みによります在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金 10 万 4,000 円と、在宅福祉事業費補助金 11 万 4,000 円を返還金として補正計上したものであります。

それから、26 ページをお開きください。26 ページの 3 款 2 項 1 目 19 節の負担金補助及び交付金 56 万 3,000 円ですけれども、これは児童遊園地の遊具設置に伴う補助金でありまして、象潟の鳥の海地区にあります中央遊園地の遊具更新のための経費に対しまして、事業費の 3 分の 2 を補助するものであります。

同じページの下の 20 節扶助費ですが、扶助費 291 万 3,000 円ですが、これは離婚によります母子家庭の増加に伴いまして、児童扶養手当の新規の申請が多くなっているということで増額の補正をお願いしているものであります。

それから、27 ページ、3 款 2 項 5 目の 19 節負担金補助及び交付金の 82 万 4,000 円ですが、これは歳入でも触れましたが、母子家庭の母親が経済的自立に効果的な資格を得るということで、2 年以上養成期間等で就学する場合、生活費の負担軽減ということで、就学期間の最後の 3 分の 1 の期間について、月額 10 万 3,000 円を高等職業訓練促進給付金として支給するものであります。今回予定されている方は、看護師の資格を得るために 2 年間看護学校に就学しておりますので、したがって、8 ヶ月分の給付金の補正をお願いしているものであります。

それから、同じく 27 ページの 3 款 3 項 2 目の 23 節償還金利子及び割引料 777 万 4,000 円ですが、これは平成 17 年度の生活保護費国庫負担金の事業費確定見込みによります精算返還金であります。

それから、29 ページをお開きください。4 款 1 項 2 目の 13 節委託料 202 万 5,000 円、これは法改正によります 5 歳児の MR ワクチンの予防接種委託料 221 万 5,000 円の増額補正と、それから、里帰り分娩にかかわる県外妊婦健診の委託料を補助金に組み替えのために 19 万円を減額補正しております。

同じく 3 目の 7 節賃金 22 万 5,000 円の臨時雇用賃金は、研修補助に対する謝礼的要素が大きいと

ということで、8節の報償費と組み替えしております。

また、5目の13節委託料4万6,000円は、総合交流センタースマイル1階ホールの正面にありますスマイルプラザの点検料であります。

同じく18節の備品購入費であります。43万5,000円でありますけれども、これは熱変に伴いましてスマイルに備えつけのガス機器を購入するための補正でございます。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の歳出について御説明申し上げます。

32ページになります。6款1項3目の農業振興費でありますけれども、8節の報償費、これはこれまでの集落説明会場での参加者からの要望によりまして、各集落のリーダー的な方から先進視察研修をさせてほしいというようなことで、この報償費を計上しております。

19節につきましては、いずれも事業確定による補正であります。目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金につきましては、花卉用パイプハウスや結束機、バレイショの収穫機、鳥海林道の苗木等に対する補助金でありますけれども、5戸の農家と1生産組合の事業費が確定したことによる増額補正であります。また、土づくり強化推進対策事業補助金につきましては、「大地の息吹」の散布面積の確定による補正計上でありまして、散布面積は1,757ヘクタール、10アール当たり500円の補助であります。

その下の4目生産調整推進対策費でありますけれども、811万5,000円を計上、19節の負担金補助及び交付金であります。また、「地域で創る水田農業」支援事業補助金、これにつきましては、これも事業費の確定によるものです。

その下の33ページの一番上ですけれども、転作作物産地形成推進事業費補助金、これにつきましては、1ヘクタール以上の転作作物の団地化に対しまして補助しているものでありまして、単価は10アール当たり7,000円、対象作物は、大豆、バレイショ、ソバ等ございまして、18集落を対象としております。面積は132.6ヘクタールであります。

次の6目の農村整備総務費の28節の繰出金、これは17年度農業集落排水事業特別会計決算の繰越金の確定に伴いまして、18年度分事業費の概算における一般会計への戻し入れ分であります。

それから、6款2項1目の林業総務費でありますけれども、19節の負担金補助及び交付金の分与金でありますけれども、分収造林契約、それから旧上郷財産区有財産収益の運用に関する条例、これがあるわけですけれども、これらに基づきまして東北電力からの送電線下の支障木の伐採補償費であります。それで、小砂川とか大須郷集落、それから発酵組合に対する分収金であります。

次に、2目の林業振興費でありますけれども、ことしは特に熊の出没が目撃されておりまして、その対策として11節の需用費と、それから、次のページの19節に、34ページの19節の上ですけれども、仁賀保地方猟友会への出動補助金、これらを計上しております。

その下の林業機械作業システム整備事業費補助金、これにつきましては本荘由利森林組合の事業費でありますけれども、総額3,315万円に対しまして、由利本荘市と合わせて事業費の10%を補助するものでありまして、その導入の主な機械の内容につきましては、伐採、玉切り用のチェーンソ

一付重機、プロセッサ、それから林内の運搬車、フォワダ、それから木材集積用重機のグラップルローダー、これらの購入に対しての補助であります。

それから、6 目の海岸林再生事業費であります、T D K の由利海岸再生プロジェクト実施に関する事業費関係の予算計上であります。

7 節賃金と 8 節の報償費、それから 11 節の消耗品につきましては、松林再生予定地内の境界確認、それからくい打ちに関する賃金、それから境界確認の立ち会い謝礼、そして境界確認用のくい等の費用を計上しております。

13 節の委託料でありますけれども、植林委託料は県の予算単価で計上しておりますけれども、地ごしらえから植栽までの約 28.7 ヘクタール分を計上しておりますし、また、松枯れ調査、そして伐倒委託料、これにつきましては伐倒玉切り作業のみで植栽はいたしませんけれども、その調査と伐倒見込み約 1,400 立方メートルの作業委託料を計上しております。

次に、35 ページになりますが、7 款商工費 1 項商工費 2 目の商工振興費であります。9 節の旅費は、県の企業誘致推進協議会が、この後、東京、大阪を会場に企業立地説明会を開催いたしますので、その説明会の参加旅費、1 泊 2 日の 2 回分を計上しております。

それから、11 節の需用費、食糧費でありますけれども、工業振興に向けまして市民との懇談会を開催いたしたく、その会議の賄い費であります。

13 節の委託料につきましては、企業誘致リーフレット製作委託料で、これから企業誘致事業を展開するにしましても短時間で説明できる資料等がありませんので、市内の各企業の P R を兼ねたリーフレット等を作製したいと考えております。

次、36 ページになります。7 款 2 項観光費 1 目観光総務費でありますけれども、当初予算の編成時に担当のほうで財団法人地域活性化センターのほうへ、各観光事業実施に伴う補助金交付申請をしておりましたけれども、その後、該当しないというような通知があったことによりまして事業の中止または見直しを行いたいということで、8 節の報償費から 18 節備品購入費までのそれぞれの節において減額補正をいたしております。

なお、11 節の需用費の印刷製本費につきましては、観光パンフレットの増刷と観光用名刺の台紙分の印刷費を計上しております。

37 ページになります。37 ページの一番上の 19 節特産品開発助成金でありますけれども、当初予算へ 2 件分を計上いたしておりますけれども、2 件分の申請がありましたので、今回新たに 1 件分を補正計上するものであります。

次の 2 目の観光施設費では、冬期間の 12 月 23 日から 3 月 4 日までの期間、開設を予定しております巾山と象潟スキー場に関する予算であります。

7 節賃金につきましては、両スキー場の準備とか草刈り、それから圧雪車の運転等、施設の管理人賃金で、巾山スキー場で延べ 186 人、象潟スキー場で延べ 82 人の管理人賃金を計上しております。

11 節の需用費の燃料費では、両施設管理棟等の灯油代、それから圧雪車等の軽油代等であります。光熱水費につきましては、巾山スキー場のナイターの電気料または水道の使用料等であります。修繕料につきましては、両施設の圧雪車点検修理代、それから、ひばり荘の揚水ポンプ等の修繕費で

あります。

その下の3項公園費、38ページになります。2目公園管理費11節需用費に200万円の修繕料を計上しておりますけれども、パオのスチールサッシ90枚の部分修理、それから三崎公園の木製遊具の三崎の大將というものがありますけれども、その全面補修、それから小砂川海岸あずまやの屋根部分の改修工事であります。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する説明は、建設部長。

建設部長（金子則之君） 38ページの8款土木費です。土木総務費、道路橋梁総務費はいずれも給料等の補正であります。

39ページの2目道路橋梁維持費の修繕料30万円は、道路補修費であります。

15節は勢至公園のところの国道7号線、跨道橋の高欄が腐食したために補修工事費であります。150万円です。

3目の道路橋梁新設改良費15節の工事請負費は、象潟中学校建設に伴う道路改良工事費であります。延長が278メートルであります。

13節の市道用地取得境界復元等委託、17節の公有財産購入費76万円計上しておりますけれども、そのうちの67万8,000円と、22節の立木伐採補償費は14年事業の平沢小出3号線の道路改良工事に係るもので、当時、相続人代表から同意を得て契約の運びとなりましたけれども、1人の相続人から同意が得られなかったため相続登記がおくれたということで、ことしの6月相続登記が完了したので、今回測量、用地取得、伐採補償費等を計上させていただいたものであります。よろしくお願ひします。

40ページ、4目の排水路維持改良費であります。14節100万円の自動車借上料は、排水路、側溝などの清掃作業に係る高圧洗浄車、強力吸引車などの借上料であります。

5目の除雪費は8,754万4,000円の補正であります。既定額では除雪機械の購入費が主なもので、その残額と、今回計上額を合わせて平常除雪費として9,000万円をリースにして予算編成をしております。

1目の都市計画総務費であります。41ページ、11節の印刷製本費は、旧町の管内図面の印刷代であります。修繕料は、仁賀保駅前の水銀灯交換などの修繕料であります。

13節の委託料は、仁賀保運動公園の駐車場付近の水路、道路と、赤線、青線といいますが、今まで境界が未定でありましたが、国道の拡幅工事のため線引きが確定したので、今回、水路、道路も確定になり、譲与・払い下げを行うための調査、測量、復元などの委託料であります。

5項住宅費の1目 — 前に戻りまして — 28節の繰出金8,600万円の減額は、下水道事業会計の繰越財源が確定したのに充当するというので減額するものであります。

1目の住宅管理費1節の5万6,000円。報酬ですね。公共事業再評価審査委員報酬であります。平成20年度に計画している松ヶ丘団地の建て替え事業に係る再評価審査のための委員報酬であります。9人分です。

15節の工事請負費は、赤石地区にあります市営住宅高森団地の一部が、垣根の木の根によりまし

てマンホールが破損し、そこから土砂が寸断されまして地盤が下がり、建物にひびが入ったので、修復するために400万円計上させていただいたものであります。

以上で建設関係の説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き歳出についての補足説明を行います。消防費に関するに対して消防長の説明をお願いします。消防長。

消防長（高橋誠君） 消防関係の歳出について補足説明をさせていただきます。

42ページをお開きください。9款1項消防費3目消防施設費でありますけれども、これは歳入の際、総務部長が説明いたしましたとおり、起債の充当率が75%から90%に変更となったため財源振り替えをしたものであります。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育費に関するについて教育次長の説明をお願いします。教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算、主なものについて御説明申し上げます。

43ページでございます。10款1項3目19節、教育助成費、すこやか子育て支援事業補助金406万9,000円の補正ですが、これは、市内に3カ所、仁賀保幼稚園、白百合幼稚園、ひまわり幼稚園、市外2カ所、本荘幼稚園、新屋幼稚園の幼稚園に通園する園児の保育料の補助金でございます。県の子育てにかかる経済的見直しによる実施要綱の改正に伴う増額分を補正するものでございます。本市の対象となっている園児は83人となっております。

次、各種大会児童・生徒派遣費補助金250万円の補助金ですが、これは市内の各小中学校が参加するスポーツ大会、コンクール等の参加費及び交通費の補助金でございますが、ことし、金浦中学校・柔道、仁賀保中学校・バレーボールの東北総体出場や、象潟中学校の東北中学校陸上競技大会出場などのほか、各学校が各種大会で輝かしい成績をおさめたことによりまして派遣費用がかさみまして、今後開催される秋の新人戦などへの派遣費用を補正するものでございます。

次、44ページでございます。10款2項1目学校管理費15節工事請負費でございますが、平沢小学校フェンス改修工事98万5,000円。これは平沢小学校北側の生徒昇降口に、高さ2メートル、長さ33メートルのフェンスを新しく設置するものでございます。

それから、小出小学校体育館消火設備改修工事126万円でございますが、小出小学校の体育館に通る廊下と、体育館内の配水管が老朽化しまして漏水が見られ、体育館屋内消火栓が使用できない

状態にあります。老朽化した配管の取りかえ工事は多額の費用がかかるために、消防の指導によりまして配管工事は行わず、パッケージ型消火設備というものを体育館2カ所に設置するものでございます。

それから、上浜小学校の昇降機改修工事 91万6,000円でございますが、これは当小学校の昇降機が設置してから20年を経過しているということで、各部品が老朽化しているために、安全上の観点からリフォーム工事をするものでございます。

続きまして、48ページでございます。10款4項10目白瀬南極探検隊記念館管理費の中の13節委託料、白瀬隊ニュージーランド寄港95周年記念特別事業委託料100万円、これは歳入のほうで御説明いたしましたけれども、ニュージーランド・カンタベリー博物館との資料相互貸し出しによる特別展に係る資料等の制作費でございます。

次、49ページでございます。10款5項1目の19節の負担金補助及び交付金の中の派遣スポーツ主事負担金86万9,000円でございますが、これは県からの派遣スポーツ主事、現在、象潟のほうの体育館にありますけれども、人件費のうち50%を市で負担しているわけでございますが、当初、手当分の計上漏れがあったためにその分を補正したものでございます。

それから、同じく49ページの10款5項3目屋外運動施設の管理費の15節工事請負費ですが、ダッグアウトベンチ取りかえ工事118万円とありますが、これは金浦地区の岡の谷地グラウンドにおきますダッグアウトのベンチが塩害によって破損したために新たに取りかえるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第122号から議案第124号についての説明を、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第122号にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定の補正予算（第1号）について補足説明いたします。

今回の補正は、平成17年度決算の繰越金の確定に伴うもの、また、さきの税率改正に伴うもの、さらには秋田県で初めてとなる国保ヘルスアップ事業の実施に伴うもの及び老人保健医療費の拠出金と介護納付金の確定によるものでございます。

6ページの歳入から御説明いたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者保険税の1節及び2節は、さきの税率改正に伴う補正分で、合計では8,370万3,000円の減額補正となっております。また、1目及び2目のそれぞれの3節、4節は滞納繰越分の歳入見込額の補正で、合計で312万円となっております。

7ページであります。4款1項1目療養給付費等負担金1節の現年度分3,717万5,000円は、老人保健費負担金と介護保険費負担金の確定に伴うものでありまして、歳出の34%が国から負担金として入るものでございます。

4款2項1目1節の財政調整交付金761万3,000円は、国保のヘルスアップ事業の実施に伴う国からの交付金で、100%助成の事業でございます。

6款2項2目1節の財政調整交付金13万1,000円は、口座振込促進に係る収納特別対策分として県から交付されるものでございます。

7款1項2目1節の保険財政共同安定化事業交付金3,000円は、平成18年4月から高額療養費共



同化事業は、1レセプト当たり70万円から80万円に引き上げられたことから、この負担を補充するための制度拡充によって、平成18年10月から新たに1点当たり30万円を超える医療費を対象として8万円を超える分の59%を交付する新たな保険財政共同安定化事業が実施されることに伴うもので、歳入の存置項目として補正しているものでございます。

8ページでございます。9款2項1目1節の財政調整基金繰入金2,499万9,000円は、金浦地域の国保税率の改正に伴って、当初計上しておりました金浦分の基金取り崩しをしないための補正でございます。

10款1項1目1節の繰越金1億9,710万4,000円は、平成17年度決算により繰越額が確定したために今回補正するものでございます。

次に、9ページの歳出でございます。2款2項1目19節の669万5,000円は、一般被保険者高額療養費の金浦分が不足すると見込まれるため今回補正するものでございます。

2目19節の528万4,000円は、退職被保険者等高額療養費の仁賀保分と象潟分、それぞれ494万2,000円と象潟分34万2,000円が不足すると見込まれるための補正でございます。

10ページであります。3款1項1目19節の1億3,227万2,000円の減額補正は、老人保健医療費拠出金の確定による補正でございます。減額補正でございます。

同じく4款1項1目19節の2,962万円の減額補正も、介護保険納付金の確定による補正でございます。

5款1項1目19節797万5,000円の減額補正も、高額療養費共同事業医療費拠出金の確定によるものでございます。

5款1項4目19節の1億3,093万1,000円は、新規に平成18年4月から適用されます保険財政共同安定化事業に係る拠出金でございます。

次に、11ページの6款1項2目の疾病予防費は、国保ヘルスアップ事業の実施に伴う補正でございます。全国で345の保険者が事業を行うことに決まりまして、秋田県ではにかほ市が初めてこの事業の実施の内定を受けております。この事業は、生活習慣病の一次予防を中心に、基本検診で抽出されました生活習慣病のリスクの高い国保の被保険者に対して、食生活、栄養教室、運動教室を継続的に実施することによって、個々の被保険者の健康増進はもとより、国保の医療費の伸びを抑制することを目的としております。13節以外は市が直接行うヘルスアップ事業の運営委員会及び世帯調査などに係るものでございます。13節の委託料560万9,000円は、ヘルスアップ事業として生活習慣病予防教室、栄養教室、運動教室、フォローアップ教室などを委託するものでございます。

次に、12ページでございます。9款1項1目と2目は一般被保険者と退職被保険者の保険税の還付金に係るものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第123号にかほ市国民健康保険事業特別会計の施設勘定の補正予算について補足説明いたします。

6ページをお開き願います。歳入1款2項1目諸検査等収入442万9,000円の減額補正ですが、今年度から仁賀保地区の老人健康診査がスマイルにおいての集団検診方式に変更になったことによ

る減額補正でございます。

5款1項1目繰越金724万7,000円は、17年度決算に伴う繰越金の当初計上分1,000万円を除いたものの補正でございます。

次に、歳出でございます。7ページをごらんいただきます。1款1項1目7節賃金36万8,000円の補正は、毎日の診療所の開錠－錠をあける開錠、それから清掃、それから臨時職員の業務内容の見直しによるものでございます。

13節委託料106万5,000円の減額は、その清掃事業を業者委託から臨時職員に変更したことなどが主な内容でございます。

18節備品購入の14万8,000円の減は、シュレッダー購入による落札差額が主なものでございます。

8ページになります。2款1項1目18節医療用機械器具購入費309万8,000円は、院内診療所の心電計の型式が古く、修理不能となったため新規更新するものでございます。

3目医療用医薬品費の補正は、医薬品購入のための補正でございます。

4款2項1目財政調整基金費99万9,000円の増は、17年度決算剰余金の一部を基金に積み立てるものでございまして、これにより施設勘定の財政調整基金の金額は1億3,000万円になるものでございます。

以上が議案第123号の主な内容でございます。

続きまして、議案第124号にかほ市簡易水道特別会計補正予算について御説明いたします。

最初に、歳入でございます。7ページをお開き願います。4款1項1目の一般会計繰入金604万3,000円の減額は、17年度決算により繰越金が生じたことによりまして一般会計からの繰入金を減額したものでございます。

5款1項1目の繰越金616万7,000円は、17年度決算により生じたものでございます。

6款2項1目雑入470万円は、農集排事業に伴う洗釜・砂山地区の水道管移設工事に係る補償料の増額でございます。

7款1項1目簡易水道事業債の30万円の減額は、農集排事業に伴う補償料の増額に関連して起債の借入額を減じたものでございます。

次に、8ページ、歳出でございます。1款1項1目維持管理費13節53万8,000円の内訳は、水道検査委託料の請負差額166万2,000円の減額と、上浜簡易水道の変更認可申請業務委託料220万円の増額分でございます。

15節工事請負費530万3,000円の増額は、農集排ルート確定による工事及び既設管の入れかえ工事が443万3,000円、それから大竹の簡易水道のバルブ設置工事87万円の内訳となっております。洗釜・砂山地区の水道管入れかえ工事につきましては、既設管の漏水により補償工事以外の工事が必要になったためでございます。また、大竹簡易水道によるバルブ設置工事は、漏水工事等の際、大竹地区、大飯郷地区それぞれの地区で個別に止水－いわゆる水をとめる－止水できるように改良するものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 125 号から 126 号についての説明を、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第 125 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明をいたします。

7 ページをお開き願います。2 の歳入、3 款 1 項 1 目国庫補助金ですが、これは象潟中学校建設に伴う下水管敷設の国庫補助金として 790 万円計上しております。

4 款繰入金です。主に繰越金を充当することにより 8,600 万円減額するものであります。

5 款繰越金、決算額から繰越明許費 765 万円を控除した残額を計上しております。

7 款の市債、1 目下水道事業債ですが、これは補助事業分 90%、単独事業分 95%の起債充当率が 100%になったためと、中学校下水管敷設事業分 790 万円を合わせて 6,150 万円を計上するものであります。

次のページの 3 の歳出です。1 款の総務費 2 目の管渠管理費 379 万 8,000 円の修繕料でありますけれども、これは黒川にありますマンホールポンプの修繕料と、集中ポンプ等の修繕でございます。

それから、3 目の笹森クリーンセンター費 2,088 万 5,000 円の補正は、笹森クリーンセンター内の処理地の曝気装置 8 台、遠心脱水機などの修繕で、これは工場持ち込みしまして、分解、部品交換、機能調整、また、据えつけというふうなことの修繕料でございます。

2 款の事業費 1 目公共下水道事業費であります。9 ページの委託料と工事請負費は、これも象潟中学校の建設に伴う下水管敷設の整備委託料 150 万円と、下水管敷設の工事請負費 2,400 万円であります。

4 款の予備費は 645 万 6,000 円計上させていただきました。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 126 号に対する説明を、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明をいたします。

最初に、6 ページからになります。5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金につきましては、17 年度決算の繰越金確定に伴いまして 18 年度分事業での概算における一般会計への戻し入れ金であります。

1 つ飛んで 7 款諸収入 2 項 1 目 1 節雑入の消費税還付金でありますけれども、市では消費税課税事業者選択届出書を提出しまして確定申告をしていることから還付税額が発生しております。今年度分は平成 17 年 10 月から 18 年 3 月までの消費税の確定申告におきまして、歳入額が 750 万円という見込みになることから、その差額分を減額補正するものであります。

次に、歳出であります。下の 7 ページであります。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費であります。11 節需用費の修繕料では、仁賀保地区 3 処理場の強制排気ファンや汚泥引き抜きポンプ、それに自動通報装置等の修繕であります。

14 節の使用料及び賃借料では、排水暗渠管の汚泥除去のための高圧洗浄車の借上料であります。

下の 2 款事業費 1 項 1 目下水道事業費 15 節の工事請負費から、次のページになりますけれども、22 節の補償補填及び賠償金への組み替え補正であります。その内容につきましては、上浜中央地区の一部下水管のルート変更に伴う洗釜地区の水道管、それから N T T の電柱移転、そして大須郷

地区の立木補償分であります。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 127 号から議案第 128 号についてガス水道局長の説明を求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 127 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算について主なものを説明いたします。

なお、給料等人件費の補正につきましては 4 月の人事異動等によるものでございます。

3 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目原料費でございます。この 367 万 7,000 円の補正ですが、これはプロパン、燃料ですけれども、プロパンを購入しておりますが、この単価が毎月上がっております。通常、夏場ですと少し落ち着いて下がる傾向なんです、本年は下がる傾向もなくこれから冬場を迎えるということで、ますます値上がりの傾向があるのではないかなということでこれらを見込んでおります。それから、新しく黒川のほうに製造所をつくりましたけれども、こちらのほうでもプロパンを使っておりますが、こちらの使用量が想定時の使用量よりも大幅にふえてきております。こういう観点から原料費を補正するものでございます。

続きまして、賃金です。37 万 6,000 円補正しておりますけれども、これは今もちょっと申しあげましたけれども、黒川のほうに新たな製造所、それから象潟地区のほうにも新たな供給所というもので、熱変に伴いまして新たな製造所、あるいは供給所というものを増設しております。これらの施設につきましてはガス事業法の規定によりまして主任技術者というものを配置しなければなりません。当ガス局には 4 人の主任技術者がおりますけれども、さらにもう 2 人が必要であるということで 2 人を新たに臨時職員として雇用しております。その観点でこの賃金のほうに 1 人分の賃金を計上しているものでございます。

それから、委託作業費、23 です。これは 108 万 9,000 円減額しております。これにつきましては、これまで採取製造費ということで項目を上げておりましたけれども、熱量変更が終わった段階ですと、今まで仁賀保のほうで製造していたものがそこが供給になります。したがって、製造ではなくて供給販売のほうの科目になりますので、こちらのほうに科目訂正といいますか、移動することになります。そういう観点でこの部分は減額となったものでございます。

続きまして、供給販売費の賃金です。こちらのほうも先ほど申しあげましたとおり、主任技術者をこちらのほうでも 1 名見ております。それと、今言いましたように委託作業費から賃金に組み替えまして、こちらのほうに新たに供給販売費として計上しておりますので、この分として賃金がふえているものでございます。

それから、4 ページをお願いいたします。資本的支出になります。こちらのほうは工事請負費 2,600 万円ほど計上しております。これにつきましては、象潟中学校の増設、新設に伴いまして新たなガスを引く必要があるということで、この工事費の計上を行っております。また、熱量変更後には象潟の今の古い製造所のほう、こちらが廃止になります。こちらのほうの施設のほうにガス事業の末端のテレメーター等が設置されております。無人のところにつけておいても意味がありませんので、これらが終わる時点には黒川のほうにこの末端のテレメーターの装置を移転するというふうな

この工事も必要になってまいりますので、これらの工事費を計上しているものでございます。

それから、こちらのほうで当初、工事請負費のほうに熱量変更センターの整備費として1,100万円計上してありましたが、こちらのほうの工事につきましては仮設的な工事、金浦の旧小学校のグラウンド等の整備をしておりますけれども、でき上がって使用が終われば返すというふうな形で、ガス事業局の財産にはなりません。したがって、完了後の焼却等にちょっと問題があるので、こちらのものにつきましては開発費のほうに組み替えるということで、こちらのほうも含んで、減額も含んでおります。

次に、3項の開発費です。この賃金の198万1,000円でございますけれども、こちらは臨時職員の給料と、それから、新たに今、熱量変更が開始になります。その準備で大勢の人が来ておりますので、小学校そのものを清掃というふうな、清掃作業員等の賃金も含んで計上しているものでございます。

それから、24節賃借料363万9,000円減額しております。これは、当初、調査員等の宿舍というものを民間のアパートというものをいろいろ想定して計上していたわけでございますけれども、なかなかかほ市内のほうには提供するだけの数がそろいませんでした。また、いろいろ折衝した結果、雇用促進住宅を借りるようなことができて、にかほ市の雇用促進住宅を借りることになりました。また、これだけでは足りないために、さらには由利本荘市に雇用促進住宅、石脇のほうにまだあります。そちらのほうも借りるということで、ある程度決まりましたので、こちらのほうの単価と、それから民間のアパートの単価の差がありましたので、その分で減額となったものでございます。

それから、雑費ですけれども、60万円増額しておりますけれども、これは今言ったアパート関係が本荘のほうに行くということで、相当数は本荘市内のほうに泊まることになります。そうした場合に、交通といいますが、通勤の便がちょっと危ないんじゃないかと、距離が遠くなると危ないんじゃないかなということいろいろガスの熱量変更部会のほうからもクレームがついてございます。そういうふうなことの処理をするために、最初バスを出しなさいというふうな話もございましたけれども、現実的にそぐわないということで、残業等遅くなって10時を過ぎたような場合にはタクシーを出す。乗り合いでタクシーに乗って帰っていただくというふうなことで話がつきまして、この調査員のタクシー代というものを60万円ほど計上しているものでございます。実質的に調査員の話聞いても、そんなには使わないだろうということなんですけれども、計画の段階ではそこまで配慮してほしいというふうな要望でございましたので、これらのほうに対応したものでございます。

それから、工事請負費1,100万円の増額でございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり熱量変更センターの需用費の部分をこちらのほうに組み替えしたものでございます。

ガス事業については以上でございます。

続きまして、議案第128号水道事業会計の補正予算でございます。

こちらにつきましても人件費等は異動等によるものでございます。

3ページをお願いいたします。収益的支出のほうの22節修繕費でございます。468万円補正しておりますけれども、これは主に金浦地区でございまして、金浦の浄水場内のポンプ、ミキサーポン

プと、それから送水ポンプと、これらは創設して以来今まで使ってきたわけですが、既に20年を経過しております。最近になりましたけれども故障が起きてまいりまして、音がしたり、あるいは2台あるうちの1台がとまったりというふうなことの状況になっておりますので、これらの浄水場のミキサーポンプ、フロキレーター、送水ポンプ、それから取水口がありますけれどもそれらのほうのバルブの操作するシャフトが折れたというふうなこともございまして、これらのものを修繕を行うものでございます。

それから、4ページをお願いいたします。委託料です。480万円の補正ですが、これは今まで金浦地区でやっておりました石綿管の更新事業というものを全市的に広げて、仁賀保地区、金浦地区にも広げて、これからもやっていこうということで県とのほうの協議がある程度調いまして、金浦地区だけではなくて全市的に行っていくということで、今後、来年度以降の測量調査というものをを行うための委託料を置いたものでございます。

それから、36節の工事請負費です。こちらにつきましても象潟中学校の増設に伴います新たな水道管の工事というものでございます。それから、ガス事業と同様、新たな熱変が終わった段階で象潟のほうに水道のほうのテレメーターといいますが、監視装置がついております。これについても、無人のところに置いても危険でありますので、そのものを仁賀保のガス水道局のほうに移転するというふうなことの工事が入っております。

それから、金浦地区の金浦温泉ですが、今まで金浦温泉のほうには、簡易水道地域でございましたけれども、あの部分だけは水道の関係で上水道区域ということで上水道を供給していたわけですが、送った段階で水圧がかなり低いというふうなことで、創設当時は金浦温泉独自で自分のほうの温泉に使うポンプといいますが、加圧ポンプ的なものをつけていたわけですが、その後、そのポンプを利用した配水管上に新たなまた別の会社も入ってまいりました。そういう観点でその管を金浦温泉だけに負わすのはいかなるものかというふうなこともございまして、この工事を町の施設として、市の施設として新たにつくりかえまして、市として借り入れしていくためにこの分の工事費を計上しております。今までの送水ポンプの付近にまた新たな送水ポンプの小屋を建てまして新たに建設する予定であります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから議案第105号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようですので質疑を終わります。

これより議案第105号教育委員会委員の任命についての討論、採決を行います。

議案第105号教育委員会委員の任命については人事案件です。本案は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を封鎖します。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は22人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、9 番伊藤知議員、10 番加藤照美議員、11 番佐々木弘志議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

**【投票用紙配付】**

議長（竹内睦夫君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

**【投票箱点検】**

議長（竹内睦夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

**【点呼に応じ各員投票】**

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。9 番伊藤知議員、10 番加藤照美議員、11 番佐々木弘志議員、開票の立ち会いをお願いします。

**【立会人 9 番（伊藤知君）、10 番（加藤照美君）、11 番（佐々木弘志君）立ち会いの上、開票】**

議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 22 票、うち有効投票 22 票、したがって無効投票はゼロ。有効投票のうち、原案に対し賛成とするもの 20 票、反対とするもの 2 票。以上のとおり賛成が多数でございます。

したがって、議案第 105 号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

**【議場開鎖】**

議長（竹内睦夫君） 日程第 25、議提第 13 号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について、及び日程第 26、議提第 14 号事務検査に関する決議についての 2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 13 号及び議提第 14 号について、3 番市川雄次議員の説明を求めます。3 番市川雄次議員。

**【3 番（市川雄次君）登壇】**

3 番（市川雄次君） 御苦労さまでございます。

それでは、議提第 13 号についてです。にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。平成18年9月7日提出。  
にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員市川雄次。賛成者、同じく佐々木正己、同じく池田好隆、同じく菊地衛、同じく飯尾善紀、同じく宮崎信一、同じく山田明。

次の2枚目をごらんください。内容につきましては、前にお話がありましたように、発議が2人から1人でもできるようにするものということでございます。にかほ市議会会議規則の一部を次のように改正する。第16条及び第17条中、「2人」を「1人」に改める。

以上です。

続きまして、議提第14号です。事務検査に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成18年9月7日提出。  
にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員市川雄次。賛成者、同じく佐々木正己、同じく池田好隆、同じく菊地衛、同じく飯尾善紀、同じく宮崎信一、同じく山田明です。

先ほどの修正をお願いいたします。9月7日に提出でございます。議提第13号及び第14号についても本日9月7日提出ということになります。（該当箇所訂正済み）

第14号の2枚目をごらんください。事務検査に関する決議です。地方自治法第98条第1項の規定により次のとおり事務の検査を行うものとする。

- 1、検査事項。平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項。
- 2、検査方法。（1）関係書類及び計算書の提出を求める。（2）検査は各小委員会に所管事務を付託して行う。
- 3、検査権限。地方自治法第98条第1項の権限を各小委員会に委任する。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第13号及び議提第14号の2件についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第13号及び議提第14号の2件について質疑を終わります。

これから議提第13号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第13号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定については原案のとおり可決されました。

次に、議提第14号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。



これから議提第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 14 号事務検査に関する決議については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 27、議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 市政報告でも申し上げましたが、追加議案を提案しておりますので、その要旨について御説明を申し上げます。

議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、象潟中学校校舎改築工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、仙台市の奥村・三共建設工事共同企業体と、15 億 150 万円で契約を締結しようとするものでございます。

なお、補足説明については、教育委員会次長から説明させますが、何とぞ御審議をいただいて可決決定くださりますようよろしくお願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を求めます。教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結について補足説明をいたします。

校舎の概要につきましては、さきの臨時議会で御説明申し上げたとおりでございますが、鉄筋コンクリートづくり 2 階建て、延べ床面積が 7,258.71 平方メートルでございます。

入札につきましては、公正で透明性・競争性を図るために、入札参加希望者から実績などの技術資料を提出していただきまして、それらを審査し入札する公募型指名競争入札といたしました。この公募型につきましては、できるだけ地元業者に発注の機会を与えるために、また、育成を図るために、市内業者建築格付 A 及び B 級と大手業者との 2 社による共同企業体 J V といたしました。その結果、自主結成しました 5 社の共同企業体から入札参加資格申請書が提出されまして、審査調整会議において審査した結果、5 社を指名いたしました。

9 月 4 日に入札会を行いまして、先ほど市長が説明したとおり、奥村・三共建設工事共同企業体が 15 億 150 万円で落札いたしまして、翌日の 5 日に仮契約を締結しております。

また、武道場につきましては、8 月 31 日に入札を行っております。このたびの入札に伴う契約状況を議案第 129 号関連資料といたしましてお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 以上で説明を終わります。

所用のため 2 時 10 分まで休憩いたします。

午後 1 時 55 分 休 憩

午後 2 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 28、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、2 番佐々木正勝議員の一般質問を許します。2 番佐々木議員。

【2 番（佐々木正勝君）登壇】

2 番（佐々木正勝君） 私から 3 点ほど伺わせていただきます。

初めに、国のまちづくり交付金制度の事業のいわゆる活用について伺うわけですが、午前中の補足説明によりますと、まちづくり交付金事業に対する調査費が 400 万円計上されております。大変よい答弁が出ようかと思って質問をさせていただきます。

まちづくり交付金制度の活用について。

国・県は、地域経済低迷による税収の落ち込みに加え、我々地域にとっては国からの三位一体改革がいまだに不透明であることや、地方交付税制度の抜本の見直しがなされる状況下であって、さきの 7 月 26 日には地方交付税が公表されまして、にかほ市は、当初見込額と決定額の差が 8.4%の 1 億 7,200 万円の減額される結果が出てきております。また、国自体 800 兆円を超える累積債務を抱える財政状況にある中で、国としては地方分権制度を掲げながら、制度の見直しと並行して交付税減額傾向にさらに拍車がかかると考えられます。

そこで、今後、にかほ市としても、財政課を中心に歳入減に見合った通常経常経費の歳出削減、投資経費の歳出抑制を図りながら、住民のインフラ整備等を保ちながら財政運営をしていかなければならない状況下にあると考えます。

その中であって、市では、合併協定事項の合併後 3 年以内の文化施設建設を初めとする新市まちづくり計画にある象潟中学校・仁賀保中学校の建設、幹線道路の整備、福祉施策等の拡充など、にかほ市の大型プロジェクトが 5 年以内に計画されておるのも現状であります。

そこで、地方交付税減額傾向が今後も変わらない状況下で、新たな財源を確保することが急務ではないかと考えるものであります。

このような状況下で、平成 14 年度国土交通省の特別措置法に基づくまちづくり交付金制度の活用であります。国土交通省では、新しい特別な法律を制定し、全国に向けて地域独自の歴史・文化・自然環境などに取り組んだ地域住民と行政が一体となった特色ある独創的な発想のまちづくりに対して、ハード・ソフトの両面から財政支援をする有利なシステムづくりがなされたところであります。いわゆるまちづくり交付金交付制度の創設であります。この特別な交付金が制定されてから、平成 16 年度には具体的まちづくり支援策が示され、実質的に新制度がスタートしたところであります。

現状での国の事業費まちづくり交付金の年度内訳状況を見ますと、平成 16 年度、国の予算額が 1,330 億、約 300 の自治体、17 年度、国の予算額 1,930 億、約 350 の自治体、18 年度、今年度であ

りますが、2,600億、504の自治体、742地区、市町村の実施状況で、平成16年度及び17年度対比で45%の伸び、平成18年度は平成16年度当初から見ると約2倍の伸びになっております。また、この交付金は最大40%の補助率であり、今後ますます厳しさを増す財政運営の中、この新しい交付金制度にかほ市としても積極的に取り組む必要があると考えます。

また、この交付事業は、合併特例債も充当可能であります。1988年、17年前にさかのぼりますが、竹下内閣が提唱した1億円ふるさと創生交付金の第二弾とも言われているこの総合的支援制度に対して、市長はこのまちづくり財政支援制度をどのように考えておられるのか。また、この制度の交付条件、内容等についてもお聞かせ願いたい。また、厳しい財政運営状況の中、新たな財源確保に対する考え方もあわせて伺うものであります。

次に、AEDの配備について伺います。

AEDについてであります。運動中または仕事等で心臓に異常が起こった場合、いわゆる心室細動を起こした人に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻す装置と伺っております。にかほ市の公的施設へのAED配置は、消防本部に配置されていると思われませんが、購入時期と今までの実績内容について伺うものであります。

また、平成19年度秋田わか杉国体に向けてリハーサル大会が数多く実施されている中で、公的施設への設置計画、普及についての考え方と、市民向けの一般救命講習計画についても伺うものであります。この一般の講習については、さきの「広報にかほ」9月号に、AED講習会、9月17日、9月24日2日間実施予定とありますが、改めて伺うものでございます。

次に、ポジティブリスト制度への対応と指導等について伺います。

今年5月29日に施行されたポジティブリスト制度が定めた一律基準0.01ppm以下を超える残留農薬が検出された場合、食品衛生法に基づき回収と販売禁止が命じられます。にかほ市はもちろん、県内の生産者、また、農産物への取り組み状況を見ますと、100%と言っていいほどトレーサビリティが実施されておりますので、この点については問題はないと思いますが、スーパー等の仕入れについては、県外もしくは国外であり、自治体としてやるべき対応、指導とはどのようなものか、伺うものでございます。

3点伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、まちづくり交付金事業についてお答えをいたします。

この交付金は、地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを進め、都市の再生を効率的に推進し、地域住民の生活の質の向上と地域社会の経済の活性化を図るための制度でございます。そして、これまで国の補助支援を受けられなかったような地域の自主的で創造的なまちづくりに対しても、一体的に国が支援する制度で、御指摘のように平成16年度に創設されました。この制度の活用は、各種事業を進める上で、市の一般財源を減らしながら実施することが可能でございます。

また、事業の実施に当たっては、市町村が事業主体になりますが、地方自治体だけではなく、ま

ちづくりに寄与するNPO団体等民間団体も、この支援を市を通して受けることもできます。そして、この交付金は、1機関については3年から5年に限られております。そして、先ほど佐々木議員がおっしゃられておりましたけれども、総事業費に対して最大で40%の支援がございます。そして残りの60%、これに合併特例債の適用をすることができますので、大変有利な制度ではございません。

また、まちづくり交付金の対象事業は、事業活用調査事業や、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業や道路・公園・河川等の整備事業など26項目と幅広く対象になりますが、収益性を伴わないで、かつ最終的所有者が個人あるいは民間とならないような公共性の高い事業に対しても、ハード事業だけではなくソフト事業も対象となります。

次に、まちづくり交付金を受けるためには、まちづくりの目標、それを達成するための手段や方法、そして、実施する事業等の都市再生整備計画書をつくらなければなりません。これをつくって国のほうに申請するわけですが、このまちづくりの目標については、具体的な数値目標を事前に設定し、事業実施後、その目標をクリアしているかどうか、これが大変重要になってまいります。先ほどもお話がありましたが、にかほ市では、今定例会にまちづくり交付金を活用して、文化施設等を含めた都市整備を行うための事前調査費用として400万円の補正予算をお願いをしているところでございます。

この調査は、平成20年度新規採択に向けて、平成19年6月に国土交通省に事業の概算要望を提出するために、地域の課題整理や将来ビジョン、ハード・ソフト事業の検討、概算事業費などを事前に調査するものでございまして、調査には半年ほどの期間が必要でございます。今度とも引き続いて、大変厳しい財政運営の中で、効率的で効果的な行政運営を行っていくためには、こうしたまちづくり交付金など、このほかにもいろいろ補助制度もございますので、こうしたものを活用しながら、新市のまちづくり計画に盛り込まれている事業等を計画的に進めてまいりたいと、そのように考えております。

他の御質問等には担当の部課長等がお答えいたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、AEDの配備について、2番佐々木議員の御質問にお答えいたします。

AEDとは、日本語で自動体外式除細動器といいまして、コンピューターによって傷病者の心臓のリズムを自動的に解析し、除細動が必要かどうかを自動的に決定するとともに、どういう操作をすべきかを音声メッセージで指示してくれます。電気ショックを行う必要があるときに限ってショックを実施するように、との指示メッセージを具体的に出す仕組みになっており、安全性が十分に確保されております。一般の人でも簡単な講習を受ければ簡単に確実に操作できるもので、現在、救急車3台に積載されており、1台のみが一般の人でも使用できるAEDであります。現在あるAEDと講習用練習機器は、平成16年度に日本救急財団から寄贈されたもので、平成17年2月から今までのAED使用実績は幸いにもゼロであります。

このAEDをわか杉国体に向けた公的機関の配置はどうかということですが、リハーサル

大会及び平成 19 年秋田わか杉国体における A E D の設置については、既に 6 月に終了した空手道競技リハーサル大会では、県より借用した A E D を競技会場の象潟体育館に設置しております。また、10 月に開催するサッカー競技リハーサル大会においても同様、金浦、仁賀保の両会場に県より A E D を借用し設置する計画であります。また、象潟体育館での使用実績はありませんでした。平成 19 年の本大会では、象潟空手会場、金浦及び仁賀保サッカー会場の 3 会場すべてに A E D を設置する計画であります。

一般講習についてでありますけれども、リハーサル大会及び本大会に合わせ、市職員を対象にした講習会を実施しており、消防本部では、普通救命講習の再講習時に時間をとり、A E D の講習を計画しております。また、一般市民に対する講習案内は、市広報、消防広報、市ホームページ等でお知らせしていきたいと思っております。要望がありますれば、いつでもどこにでも行き、講習を実施してまいります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、私から、ポジティブリストの制度についてお答え申し上げます。

私どもが毎日口にする食品の安全性を向上させることは、だれしものが異論のないことでございます。そうした意味から、これまでに残留基準がなかった一部農産物に対して一律の基準を設定し、その流通を規制すると、強化すると、こういう食品衛生法などの改正法がこの 5 月から施行されたことは大変結構なことだと考えております。

この制度は、例えば、トマト 1ppm、キュウリ 2ppm、キャベツ 0.5ppm と残留基準が決められておったことに対しまして、一方で、レタス、ホウレンソウ、白菜などについては基準値がございませんでした。したがって、それら基準値のないものについては規制ができない状況であったものでございます。この基準値の残留基準のないものに対して一律に 0.01ppm と、これを超えたものについては流通を規制すると、こういう制度が 5 月から始まったポジティブリスト制度でございます。

このことに関連しまして、特に県外、国外で生産される食品に対しまして、自治体としての対応、指導についての御質問でございますが、食品衛生法の中で、行政の責務として、例えば食品衛生法第 2 条に、食品衛生に関する正しい知識の普及、情報の収集、分析、研究に努めなければならない、また、第 23 条に、厚生労働大臣が定めた指針に基づき、毎年度監視指導の実施に関する計画を定めなければならない、とございます。そして、この責務を負うのは、国、都道府県、あるいは保健所を設置しております政令都市でございます。したがって、直接的に私どもが県外、あるいは国外で生産されます食品に対してアクションを起こすということは考えておりませんが、保健所とも連携をとりながら、消費者行政、あるいは食品安全行政の一環として、広報等を通じて啓蒙活動を実施していきたいと、こういうふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 2 番佐々木正勝議員。

2 番（佐々木正勝君） 答弁ありがとうございました。

そこで、一、二点伺いたいと思っておりますけれども、初めに、質問する前に、このまちづくり交付金

に対する県内の状況を一、二点話してから質問に入ったほうが私自身もやりやすいので、ちょっと紹介させていただきます。

県内では、いわゆる大仙、これは神岡地区におかれましては、基幹産業と提案事業に分かれてこのまちづくり交付金事業を推進しております。内容については省略させていただきます。それから、由利本荘、この点については、今、市長の答弁の中で最初にあったように、この国のまちづくり交付金の交付要綱を見ますと、市長が言ったとおり、都市再生整備計画ごとに交付対象事業が実施される年度からおおむね3年から5年と設定されております。そこで、由利本荘市の場合は、これに基づいて平成18年度、今年度から平成22年度までの5ヵ年、いわゆるおおむね5ヵ年ですのでこれに当たります。

由利本荘の場合は、組合病院跡地をセッティングしております。ここに総合文化施設、当にかほ市も、今、文化施設を建設予定しておりますけれども、由利本荘の場合は、総合文化施設2棟、メディアライブラリー4階建て、それからコミュニティーセンター4階建てで、立体駐車場200台分、それからアクセス道路等の整備、総事業費62億円を予定しております。62億円のうち40%が、いわゆる国からのまちづくり交付金をいただきましょうと。残り、合併特例債を充当しまして、じゃ、この62億円のうち、由利本荘は幾ら自己資金として出せばいいのかという計算になりますと、12億4,000万です。62億の総事業費で12億弱出せば、この総合文化施設ができる。いわゆるこのまちづくり交付金とは、そもそも合併した市、新しい市が今後まちづくりをしていくために出された交付金ですので、まさしく、にかほ市の夢のあるまちづくりのためにぴったりの交付事業だと私は思っております。

それで、18年度、由利本荘市は、基本設計から実施設計に入りまして、20年から建設工事に入ります。そして22年度開館。このように5ヵ年計画を打っております。また、隣のまた旧西目町地区におかれましても、函面で17年、18年、19年以降の要望事項と色分けして今やっております。また、本県のみならず山形県でもやっております。内容については省略させていただきます。

このにかほ市においても、市長が言われた前向きなまちづくり交付金の活用が、今、答弁でおっしゃいました。しかしながら、文化施設は3年以内とうたっております。これは、6月定例でも同僚議員が当局に3年以内の確約を若干いただいているところでありますが、私も本来であれば、このまちづくり交付金の事業活用について6月の定例会でやろうと思ったんですけれども、ちょっと資料不足で今まで延びたわけなんですけれども、このような状況であります。

じゃ、このまちづくり交付金を、事業をやることを前提にした場合、どのような機能を持ったもの、いわゆる導入機能がにかほ市にあるのか、にかほ市の市民はどのような機能を持ってくれば喜ぶのか。じゃ、検討委員会で、この交付金事業に対するどういう企業が検討委員会で検討されてそのままいくのか、それとも市民にアンケートを若干いただくのか、そのところを1点と、今、市長の答弁で調査が半年ばかりかかると。きょう調査費が計上されましたので、承認されまして、これから調査が半年かかると。じゃ、調査後、国に対して、この都市再生整備計画を提出しなければなりません。となれば、提出して国の認可がおりるのにどれくらい時間がかかるのか。そこをまず、これは多分調べてわかると思います。認可がおりるまでは約半年とか1年であろうかと思えますけ

れども、その点をまず2点伺います。

それから、今、AEDに対していろいろと聞かせていただきました。救急車3台、それから空手体育館に1台、これはこれから、今の象潟体育館にね。それと、今、サッカー、もろもろありましたけれども、もう一つ、私が聞くのは、このAED、もし象潟体育館で空手、いわゆるリハーサルでもいい、本番でもいい、もし起きたと仮定します。そうした場合、講習を受けた方がいる場合と、いない場合があります。講習を受けた場合、体育館に。その場合、どのような手順でこのAEDに、もし万が一、心臓に異常が起きた場合、どのような手順で行くのか。指導として、すぐさま救急車に連絡するのか、それともAEDで講習を受けた人がまず手順をもってそこで応急手当していくのか、その後に救急車を呼ぶとか、その点お聞きしたいと思います。

それと、このAEDですけれども、秋田市で3日行われております。今月の3日。それで、秋田市の場合は、県の医師会と連携してやっております。じゃ、にかほ市の場合は、医師会との連携はなくていいのか。また、ここに、新聞にありますけれども、もし県から、県が一緒になりますと、県の医師会からAEDに対する受講証が発行されると、この新聞記事では、秋田県の場合は、じゃ、にかほ市の場合は、医師会を、これも一緒にやっていくのか、その辺まず最初にお聞かせください。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まちづくり交付金の再質問でございますけれども、この都市再生については、文化施設だけやるという形のものではないわけです。都市全体の、どういう形でこの地域の再生を図っていくかということで、道路整備もありますし、あるいは、場合によっては、今、熱変で使っている中学校の校舎、これも本来であれば、解体をしなければならない建物でございます。ですから、そういうところの利活用をどうするかとか、いろいろ考えながら、これから金浦地区の都市再生に向けた事業計画を進めていきたいと。

文化施設については、私は、この前、検討委員会を立ち上げたときに、やはり、今、にかほ市であるいろんな施設、この施設とはできるだけ機能的にダブらないでほしいと。今ある施設も有効に活用していきたい。こういう中で、にかほ市の人口規模、そういうものも含めながら、にかほ市にふさわしい規模の施設整備についていろいろ検討いただいて提案をしていただきたいというような申し入れをしているところでございます。

それから、確かに合併協定では、合併後3年以内に文化施設を建設するということになっているわけでございます。建設するというのが、できたところが3年以内なのか、あるいは着手したのが建設なのか、これはいろいろな解釈の仕方があると思いますけれどもね。ただ、私たちはやはり厳しい財政の中で行政運営をして、そして、なおかつ効率的で効果的な行政運営をしながら市民サービスを低下しないようにしていくためには、やはりそういう施設整備についてもできるだけ有利な方法を模索しながらやっぱりいかなければならない。ですから、今、この計画を組んで、来年の6月に国土交通省に申請して、「はい、わかりました。いいですよ」ということにはまだならないわけです。ですから、これからも有利な形で事業が展開できるように一生懸命努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、3年以内については少し御理解をいただきたいなというふうに思います。こういう事業が順調に採択されていけばその形につながっていくと思いますけれども、も

う少しこのことについては時間をいただきたいと思います。

その他の事業の進め方等については担当の部長から説明させます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 申請と採択のスケジュールということの御質問のようでございますけれども、今、9月定例議会に400万円の調査費を補正計上させていただいたわけでございます。今回、そうしたことから、概算要望を平成19年の6月までは、事業の概算要望に向けての調査が半年間必要でございますので、いろんな形で文化施設の検討委員会の意見も反映しながら、また、市民のアンケートも若干させていただきたいなというふうには今、考えているところでございます。

なお、こうした予算要望をいたしまして、本要望を平成19年度の当初予算に、そうしたまた調査費、本調査の概略設計、また、事業費の算定、指標、そして数値の目標の設定、また、都市の再整備の計画書の作成等を平成19年の11月までには完成して、国のほうに、国土交通省のほうに本要望をしまいたいなというふうに思っております。

順調にいくスケジュールでいきますと、平成20年の3月には採択になるだろうというふうに読んでおります。事業着手については、平成20年の4月以降ということで、事業についてはおおむね3年から5カ年間の計画の計画書を策定してしまいたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、消防長。

消防長（高橋誠君） いざ患者が出た場合、手順としてどのようになるのかということの御質問ですけれども、まず、救命講習を受講している方、また、それと同時に、AEDの講習も受けている人がその現場におりました場合には、まず、その倒れた患者さんが呼吸があるのか、心臓が動いているのか、脈があるのか、その点を確認していただきまして、その間、まず、心肺蘇生、人工呼吸、心臓マッサージを行ってほしいと思います、先に。それで、その付近にいる人にAED、その倒れた場所にAEDはすぐその場所にあるとも限りませんので、体育館のどちらのほうに設置されるかどうか、その辺はまだちょっとわかりませんが、ほかの人にそのAEDを持ってきてもらう。それで、まだ体育館ですので、ほかの人もたくさんいると思います。ほかの人に今度救急車、119番に電話して救急車を呼んでもらうと。そのような手順でやってもらえれば、その講習を受けた人がすぐその場ですぐ人工呼吸、心肺蘇生をやって、AEDを持ってきていただいて、そのほかの人に119番をしてもらうというような手順になれば、結構救命率は高くなっていくと思われます。

それから、医師会との連携、修了証ということですが、救命講習につきましては、修了証、3時間の講習を受講して、無事大丈夫ですよという結果を得られれば修了証を出します。でも、今、AEDの講習につきましては、特別修了証というものを発行はしておりません、当地域においては、ただし、消防職員とか看護師、そのように医療関係というか、そういう救急関係に携わる者であれば、やはり救急関係の医師の許可というか、承認というか、そういうものがなくなってきます。我々消防職員につきましては、組合病院のほうに行きまして全部その講習を受けてその修了証をいただいております。AED講習を終わりましたよという修了証をいただいておりますけれども、一



般市民につきましては、特別修了証というものはA E Dについては発行してはおりません。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） A E Dに対しては、本当にありがとうございます。

それで、まちづくり交付金について若干伺いますけれども、あくまでも今の段階では調査費と。そして、採択が平成20年ごろと予定されると。今、我々、私は金浦の地区ですので、この建設予定地がいわゆる金浦、いわゆる市民からは、市民は十分知っておって、3年以内と承知しております、市民は。しかしながら、今、市長の答弁と総務部長の答弁を聞きまして、正直言って、はっきり言ってびっくりしました。あくまでも我々も、市民から3年以内、3年以内とお話がありますので、じゃ、その3年範囲でできるのだろうと言われます。しかしながら、きょうの議会定例で、このまちづくり交付金を活用することによって40%の交付補助をいただきながら、合併特例債をいただきながら最小限の予算でやっていくというのをきょう確認しましたから、ほっとしたところでございますが、市長の言う観光客、170万から300万、これらについても、私、調査したところによりますと、駅前広場がすぐ、割と早くできそうなんですよ、私が調べたところでは。駅前広場の整備、できるんですよ。それから、19年度から始まる仁賀保中学校の計画がありますよね。改築事業が入りますよね。となりますと、統廃合の場合、ただ、箱物でなくて、仁賀保中学校単独でなくて、釜ヶ台と統合の場合は、このまちづくり交付金事業が何かできる要素があるんですよ。

となれば、今言った文化施設の検討委員会、それから仁賀保中学校の検討委員会、それから道路整備の検討委員会、福祉事業の検討委員会、いろんな事業の中で、これからおおむね3年、5年経過をしていく中で、早目に早目に計画を組んで採択をして認可をもらうためにやっていかないと間に合わないような状況になりますので、何とかその辺のところは努力していただきたい、そう思います。それで、この事業に関してはあくまでも今の段階では調査費ですので、このぐらいでやめます。

それで、ポジティブリストについて最後に1点伺いますけれども、今の答弁によりますと、当にかほ市としては特別管理はしていないんだという答弁はいただきましたけれども、参考的に、秋田県の、県段階の指導体制というのがあります。これは、今、答弁の中にあった、保健所を中心として12ブロックにセッティングされております、県の場合。地域段階というのはその下にいます。地域段階は、いわゆる我々自治体、市町村と農協も含めた5ブロックで設定されます。策定されております。そこに、県の場合は、いわゆるその窓口となるところもあります。市の場合は当然全体でしようけれども、やはりこれは0.01ppm、その残留農薬のみならず、食品衛生法に基づく、もし何かあった場合、やはり県、由利本荘市、それから秋田市と、連携は当然組まなければならないと思うんですよ。

例えば、国体のリハーサル。国体が始まった。弁当だ。これらについても、にかほ市で競技が行われる場合は、当然、弁当も支給されるだろうと思うんです。そういう場合の連携も必要だと思うんです、私は。食品衛生法に基づく、法何条とかありますけれども、どこを見ればいいのかわかりませんけれども、ちょっと調べようもありませんけれども、資料は持っているんですけれども、探す

のが大変です。

それで、最後、これからこの地域段階で、いわゆる自治体、私どもにかほ市としては、少なからずとも今までまだ1回も情報提供はしていませんよね。やっぱりこれは市として特別にしなくてもいいんだけど、このポジティブリストに対しては、やっぱり食品衛生法に基づく若干なりとも広報でポジティブリストが5月何日付で施行されたんだよと、実際はこうなんだけれども何かの情報提供を市民に与えるべきじゃないかと思いますが、その辺、最後1点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 再質問、ポジティブリスト制度についての再質問に対してお答え申し上げます。

当市の食品衛生関係の所管課は生活環境課でございます。ただいま国体関係の御心配のこともお話がありましたけれども、国体準備の部署と市民部と連携をとりながら当然やっていかなければならないことと思っております。さらには、旧3地区にあります食品衛生協会支部との連絡もっておりますので、そういう形で連携を密にしながら市全体の食品衛生の行政をしていきたいと。さらには、ただいま議員御指摘のとおり、このポジティブリストの周知徹底について、広報等で今後とも市民の皆さんにお知らせしていきたいと、こういうふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木議員。

2番（佐々木正勝君） 答弁は要りませんが、このまちづくり交付金事業ですけれども、この交付金事業におかれましては、当局と、当局で調べた情報、検討委員会のみならず、議会に情報を徹底的にいただきまして、当局と議会が市の計画としてやるのも私は悪くないと思うんです。これらの事業を黙っていることはないと思うんです。一生懸命我々も協力しますし、当局でも多大なる努力をお願いし、情報提供もお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（竹内睦夫君） これで2番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

次に、21番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21番本藤議員。

#### 【21番（本藤敏夫君）登壇】

21番（本藤敏夫君） 通告に従いまして、大きく分け4点について御質問をいたします。

最初に、観光振興についてでございます。

暗いニュースの多い今日であります。先ほど市長のお話がありましたとおり、第77回都市対抗野球大会で、にかほ市TDKが日本一の快挙をなし遂げております。東北みちのくの初の黒獅子旗を手にしたわけでありまして。にかほ市にとどまらず、東北・秋田県にとって大変大きな喜びであり、全国にその名を高めた功績は市民一人一人が認める場所だろうと思っております。私は、これから観光振興について質問をすることにしてありますが、市長の言う観光振興の一翼にもなったことだと喜んでいただいているところでもあります。

さて、本題に入りますが、市長の観光振興の面で、3月の定例会で、市長は、民間観光客を30万人、宿泊客数を30万人、5年後にそうしたいという目標を掲げております。目標は大きいほどいいわけではあります。その実現性に疑問を抱いているところでもあります。

秋田県の観光統計によると、平成17年度の旧3町の合わせた観光客数は171万1,000人と報告さ

れておりますし、宿泊者数は9万2,000人という統計でございます。この数字は、前年と比べた場合、観光客の数が94%、そして宿泊者数の場合は98%と、前年比で若干落ちている状況にあるわけでありまして。さらに、平成12年からの統計資料を見ますと、若干ずつそれが下がっているのがあります。そうした中で、5年後に300万人の観光客数、それから30万人の宿泊客数、これを割り出した、目標とした根拠は果たしてどこにあるのかなということでございます。

そのことと、5年後といいますが、もう4年後に近い状況になっております。3月定例会で、市長は、検討委員会を立ち上げて検討していくと言われましたが、その検討委員会は、あるいは計画策定委員会と言うのかもしれませんが、立ち上がっているのかどうか。

それから、 から まで具体的な課題を載せておきましたが、これらの件に関する市長の重点的な未来像、展望ですね ー をお聞かせいただければありがたいと思います。

なお、答弁によっては、自席でこの件も質問をさせていただきたいと考えております。

それから、2番目でありまして、各種団体に対する補助金の交付と関係団体との連携についてであります。

国の三位一体の影響によりといいますが、地方の財源圧迫、本市における財政にもその影響は大きくあるわけでありまして。さらに、そうした財政の圧迫はやむことを知らない状況で押し寄せてくるものと考えます。市の財政が苦しくなれば、これまでの例として、これまでの旧町単位段階での例にしますと、需用費、旅費、補助金の一律カット、これがこれまでの常套手段だったわけでありまして。これから質問することについては、そうした一律何%減というような愚策をとらないでほしいための希望であります。

市長の行政の考え方として、市民と一体での協働のまちづくりという考え方を出しておりますので、行政と一体で進める中で、各種機関や団体はその市の考える行政需要を満たすための作業について、それらを十分参酌し、補助金の見直しをやられるとすれば、ぜひその点を十分熟慮の上、見直しし、一律10%減とか、そのような愚策のないように、また、補助金に限らず、各種機関・団体は、それぞれの機能を持ちながら市のために頑張っているわけでありまして。そうした場合、単純な例として挙げますと、市の持っている車両の提供や、あるいは職員の全面的な協力体制などの支援の方法もこれまでもやられてきていますので、ぜひそうしたことも十分配慮の上、各種団体・機関を育てていくことをお願いしたいと思っております。

失礼します。野球の応援で少し声がおかしいので。

次に、3点目でありまして。各種建設事業や物品購入契約時の入札についてであります。

入札時の予定価格の事前公表は、昨年10月以降、どのような件数があったかということと、この入札予定価格の事前公表の関係につきましては、さきのいろいろな情報によりまして、国では、事前公表に当たり弊害も考えられるとして、消極的な姿勢を明らかにしている見解も出ております。そうした中で、入札時の予定価格の事前公表についての今後における市長の見解をお聞きしたいと。

また、次の になっておりますが、入札時の最低価格の設定についての見解をお聞きしたいわけでありまして。というのは、最近、安かろう悪かろうという建築物等が話題になりました。姉歯事件なんかはその一例であるかもしれません。マンションの強度を捏造し、安く提供しようとする。

た問題が、その事件に限らず、ほうぼうで報道されております。今、景気が悪いとは言いながら、質的な高さを求める傾向も強くなっております。それから、例えば1点目の観光の関係でもありません。一度来て、その日のものがうまくなかったり、期待が外れたりすると、次の客は来ないわけがあります。例えば、ねむの丘や、はまなす荘等が公と大きくかかわっているわけではありますが、そうしたものの食の材料の入札等の状況は何となっているのか。物品購入等の関係で、入札時の最低価格の設定についてのお考えはあるものかないものかをお聞きしているわけがあります。

それから、4番に、これは6月定例議会で一般質問した3点についてであります。

集落営農の関係では、担当及び市長から明快な御答弁をいただきました。農地の荒廃化、農地の多面的機能を失うことを市長は強く述べられておりましたし、地域のコミュニティーの崩壊も憂いておられました。今、国では、18年の6月に担い手経営安定新法という法律が制定されております。集落営農に関しては、産業部のほうで積極的にその後も座談会やその他の集会を開催しているようでもありますので、6月定例会以降の集落の意向はどのように変わっていったのかということをお聞きいただければありがたいと思います。

また、 の子供たちを犯罪被害から守るための施策としてのスクールガード等に関する件でございます。この一般質問の際には、環境整備という面で、犯罪を最小限に防ぐための最低限の例として、街路灯のあれを例に挙げて質問いたしました。調査の上しかるべき措置を考えていきたいという御回答でありましたが、スクールガードの各団体との連携の活動の状況と、その環境整備の件についてのその後の動向について御報告をいただければありがたいと思います。

の仮称「生活改善申し合わせ事項」に関する取り組みに関することでもあります。6月に一般質問した際は、昭和38年当時、公民館連絡協議会や婦人会連絡協議会等々と協議し、48年ぐらいの間、生活改善申し合わせ事項というのはあったと。余り今の段階では考えていないという答弁でありましたが、再質問に当たって、意向調査なども十分踏まえて今後検討していきたいという回答をいただいております。その回答結果についてのことであります。予想外に高齢者、特に年金以外の収入のない方は、冠婚葬祭、その他のおつき合いに要する経費がかさみ大変だという声がよく聞かれます。よって、それぞれの集落で独自に展開している集落もありますが、ここで市で一括する方法等も考えてもいいんじゃないかということをお聞きし、答弁次第によっては、この後自席で再度質問させていただきます。ありがとうございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、観光振興についてお答えをさせていただきたいと思います。

御承知のように、にかほ市には、烏海山を初めとするすぐれた自然、あるいは史跡名勝たくさんございます。また、まだまだ埋もれているようなものもたくさんあるのではないかなと私はそのように考えております。

そこで、このような現状を踏まえて、先ほどお話がありましたように、5年後の観光による交流人口を300万人、そして宿泊者、これを何とか30万人に目標を掲げて、これを実現するためにどうするかということをお聞きし、常日ごろ考えているわけでございます。確かにこの目標を達成するには大変難

しい状況だと思います。しかし、あえてこうした目標を設定したのは、これまでの観光のあり方では、なかなか現状の観光による交流人口、あるいは宿泊者を拡大していくというのは難しいのではないかなと、そのように考えているわけでございます。

今までの観光については、行政、あるいは観光協会、あるいは特定の関連する事業者、こういう方々だけの活動でございました。やはりこれには私は限界があると思います。やはりにかほ市の産業として、観光が有力な形で発展していくためには、やはり高い目標を掲げて、そしてその目標を達成していくために、どういう形で全市的な取り組みを行動できるかと、努力していくことができるかと、努力を重ねていくことが私は大切ではないかなと、そのように思っているところでございます。

そのためにも、観光客に対するおもてなしの心、これは全市的な取り組みです。やはり一層醸成することが必要であるでしょうし、あるいは、今ある資源に磨きをかけ、あるいは農業も漁業も観光の一翼を担えるような観光地形成でなければ、この目標もなかなか難しいだろうと思います。私は、そういう形の観光地形成に努力を重ねたい。あえて私はこういう高い目標を設定させていただきました。

そして、やはりこれもひとつ大切なことは、民間資本が投入しやすいような環境をどうつくっていくかだと思います。これもこれから、先ほどお話がありましたように、ねむの丘、あるいははまなす、こういう形の中で、どう民間資本を積極的に投入していただきながら、新たな観光振興策に民間が結びつけていくかと、こういうことも私は大切であると思います。

そこで、私も含めて、いろいろ本を見たり、いろんなものを見ながら勉強を重ねておりますが、なかなか人選の関係で、これから検討委員会を立ち上げます。そして、県境を越えた広域的な観光振興も含めて、商品開発、イベントの開催、あるいは特産品の開発やPR活動などの方法についていろいろ検討いただいて御提言をいただきたいと思っております。そして、そうしたことを踏まえながら、やはり具体的にどういう形で動いていくのか、例えば行動計画、こういうものを行政でつくりながら、それに伴って予算を確保しながら積極的に行動していくことが私は大切だと思っております。そういう形でこれから活動をしてまいりたいと思います。

それから、具体的なアクションについての御質問でございますが、これまで旧町単位で実施してきたものについては、新市が引き継いで行っているわけでございます。にかほ市として、最初の形としては、観光ポスター2点をつくりました、最初に。そして、JR東日本、東日本高速道路株式会社、東北の各道の駅、近隣市町村、その他関係機関にいろいろ配布して掲示をお願いしているところでございます。

また、これまでと違った広報媒体としては、エフエム東京で鳥海山を紹介してもらいました。その放送内容を記事にして雑誌に記載してもらおうようにしております。ですので、こういうことを通しながら、東北管内の宣伝はもちろんでございますが、首都圏へのアピールを強化しているところでございます。

そのほかにも、秋田県観光連盟を初めとする他団体が実施した誘客キャンペーン、こういうものにも参加して、東京、仙台のほうに出向いて、あるいは観光会社などを訪問して、にかほ市の宣伝

活動、そういうことを行っているところでございます。

そのほかにも、御承知のように、お盆中に観光協会が主催して行った夏祭り三夜祭り、これはそれぞれの旧町単位で実施はしてきましたけれども、「夏まつり三夜ものがたり」としてネーミングし、そして連続的に開催したことは、やはり新たな観光振興策ではないかなと。そういうことで、これまでにない、3地区ともこれまでにない観光入り込み客と申しますか、人出があったと。これは大変大きな効果があったと思います。

そのほかとしては、にかほ市商工会、これが市の観光振興の考え方に賛同していただきまして、中小企業庁の地域資源全国展開プロジェクト事業を活用して、観光振興を行うための委員会を立ち上げております。内容としては、観光資源の開発、特産品の開発と販路の拡大、情報発信の3チームを設置しまして、具体策をまとめながら、全国2,400の商工会組織を通してアピール活動をしていくというふうなことで今やっているわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたが、市が設置する検討委員会、これも委員のメンバーがダブったりして、こっちで計画していたメンバーとダブったり、いろいろございまして、今、メンバー選定をまとめておりますけれども、いずれにしましても、新たな角度、要するに、商工会で検討された形とはまた別の形での振興策を検討しながら、これからまとめてまいりたいと、そのように考えております。

また、そのほかにも、旧象潟町には、ふるさと宣伝大使というのがございました。これは、にかほ市に引き継いで行われておりますが、大使の皆さんの半分以上は地元出身の方ではございません。それぞれ長野県出身とか、東京出身とかありますけれども、この前、全国のふるさと宣伝大使の集まりがありまして、私も出席させていただいて観光のPRをさせていただきました。その中から、私たちが力になれることがあれば力になりたいということで、茨城県の方とか、あるいは静岡県の方とか、いろいろな方々がにかほ市の観光振興のために力を、私たちがよければやりたいというふうな申し入れも来ておりますので、改めてこのにかほ市としての宣伝大使の制度を見直しをして、金浦・仁賀保地区からも委員になっていただいて、広く宣伝大使の活動を活用しながら進めてまいりたいと、宣伝活動を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、史遺跡等の活用等でございますが、国指定文化財の象潟九十九島、鳥海山獅子ヶ鼻湿原など、さらには、松尾芭蕉を初めとする当地を訪れた文人の史遺跡等があるわけでございますので、それをいろいろな形で組み合わせをしながら誘客活動を図ってまいりたいと。それから、中島台の獅子ヶ鼻湿原については、年々観光客がふえております。この史遺跡については、我々が後世に残す財産でもございますので、このあたりは十分踏まえながら活用していきたいと。何が何でも活用すればいいというものじゃなくて、やはり後世に文化財として残していくということを基本にしながら積極的に活用してもらいたいと思っております。

それから、特産品の開発については、さきに2件の申請がありましたが、8月29日審査会を開いて、1件は採択、2件は詳細確認のために今、保留しております。さらに追加申請を受けておりますので、今回補正予算をお願いしているところでございます。特産品の開発についても、助成制度について機会あるごとにPRしながらやってまいりたいと思っておりますし、販路拡大のための関係者との

協議、あるいは行政でできる限りPR活動なども展開してまいりたいと思います。

それから、滞在型観光についてでございますが、誘客の増加を図るためには、やはりこれまで以上に観光エージェントのほうに売り込みが必要だと思っています。当然、魅力ある商品開発も必要でございますが、エージェントの売り込みを続けてまいりたいと思います。それから、やはり目標数値を実現していくためには、夏季、夏以外の宿泊客をどう確保していくかというのがこれからの課題だと思っています。ですから、先ほど申し上げましたように、農業、漁業、これは体験型の観光、これを通して、例えば、小規模の形でもいいから修学旅行を誘致するとか、そういう形のものも含めて、私はこれからの観光振興について行動をしてまいりたいなと思っているところでございます。

それから、観光資源の整備の充実でございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、市も余りお金はございません。ですので、今あるものにどう磨きをかけていくかだと思っています。これまでのように、大型投資によるテーマパーク、これは御承知のように大変厳しい状況にあるわけですね。ですから、今あるものを余りお金をかけないでどう磨きを出していくかと、これを工夫していきたいと思っています。

そこで、今年度においては元滝、元滝もこれが結構観光客がふえているわけですが、ただ、今のルートとしては、一方的に片方から入って元滝に行って同じルートを戻ってきますけれども、川の部分、要するに元滝から下流のほうに散策路を整備して、大型の駐車場が、とめられるようなスペースがありますので、そこに誘導するようなルート整備、これも進めてまいりたいと思っております。それから、勢至公園の桜も大分老朽化しております。これも樹勢の改善など、新たにいろいろな植栽などをしながら整備を進めてまいりたいと思っております。

それから、各種団体に対する補助金の交付と関係団体との連携についてであります。平成18年度予算において、各種団体等に交付されている補助金の種類は157件で、金額にして3億4,472万7,000円あります。157件、3億4,472万7,000円あります。その内訳として、運営補助金が26件で、その団体の運営するための補助金が26件で、1億7,388万2,000円ほどございます。事業補助金が131件で、1億7,084万5,000円であります。そして、このうち、協働のまちづくりに関係するものについては、16件の1,502万1,000円しかございません。これから19年度の予算編成に向けて、さきに公表しております、にかほ市行財政改革大綱、にかほ市集中改革プラン、これに基づいて、補助金を含めた事務事業について整理合理化を図るために、必要性、費用対効果、費用負担のあり方などについてもこれから検証して、やはり効率的で効果的な財政運営につなげていかなければならないと思います。

それから、今後とも少子・高齢化社会の進行と厳しい財政状況の中で、市民が望むまちづくり事業を展開するためにも、これまで以上に、先ほどは、額的には少ないというお話をしましたけれども、協働のまちづくり、住民参加型のまちづくりを進めていけるように十分検証をしてまいりたいと思います。

それから、工事関係でございます。予定価格、事前公表でございますけれども、予定価格の事前公表については、事前公表取扱要綱により、設計金額が250万円以上の事業について行うこととしております。昨年の10月の合併以降、ことしの8月末まで、各部局で発注した工事のうち、事前公

表を行っている件数は70件でございます。

次に、事前公表に係る考え方でございますが、戦後経済大国として発展してきた一つの要因としては、公共事業は重要な機能を果たしてきたと考えておりますが、以前から入札契約制度の運用に当たっては、社会的な批判が繰り返されておりました、その都度その改革に取り組んできたところでございます。予定価格の事前公表もその一つと考えております。確かに本藤議員が御指摘されたとおり、国においては談合の助長や入札率の高どまりなどが懸念されていることから、事前公表の導入には消極的であります。しかし、その一方では、予定価格の事前公表を行うことにより、これを探ろうとする業者側の不正な動きを防止し、あるいは不自然な入札を起こりにくくしているという見方もございます。

ただ、現在は、業者側も、積算技術の向上によりまして、かなり行政側が設計する価格と業者がいろいろ資料に基づいて設計する価格との差がほとんどなくなってきました。ですから、私はその予定価格を秘密にしておくというメリットは、私はだんだん小さくなってきているのではないかなと思いますし、他の方々もそういう意見もございまして、そういうことで、私は、必ずしも事前公表が談合を助長するという考え方は持っておらないことが一つでございます。それから、事前公表によって落札額が高どまりになっているということも、今までの傾向から見て余りありませんので、当面は現行の形の中で入札を行っていきたいと思います。

最低制限価格の設定でございます。これもいろいろ議論がございまして、例えば、ある線で引いて、1,000円安かったからこの人がだめだと、契約はできないということもいろいろあるわけです。にかほ市としては、現在のところ、制限価格を設定する考え方はございませぬ。当然ながら、極端に安い場合はそれなりにこっちのほうでも技術的にもいろんなもので注意をしていかなければなりませんけれども、私はやはり契約というものは発注者側も受注者側も対等の立場で信頼関係の中で入札をやっていきますから、簡単にそういう形ではないのではないかなと。あるかもしれません、あるかもしれませんけれども、私としては今の段階ではないのではないかと。仮にあったとしても、それに対応していかなければならないと私は思います。

それから、はまなすとか、ねむの丘の材料調達のお話もございました。これはそれぞれ板前さんとか、そういう形の専門的な目で、いろいろ価格も設定しながら、一つ一つのものを入札するということは、まず食材ではございませぬ。それから、例えばお酒類、お酒類についても、いや、競争すれば安くなりますよ、確かに。安くなりますけれども、やはり象潟地区でも、仁賀保地区でも、あるいは金浦地区でもそれぞれ酒屋さんがおりますので、やはり地域のほうの皆さんにもそういうものは還元するような形の中で今、調達をしております。これは酒ばかりでございませぬ。ただ、やはりこういう公共的な、にかほ市が100%出資している会社ですから、今の段階ではそういう形でやっていますが、先ほど申し上げましたように、民間資本を導入しているいろいろな形で今の形が変わっていけばそうはいかなくなるかもわかりませぬ。

他の質問については教育長が御答弁しますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。  
議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 私のほうからは、 の生活改善申し合わせ事項についての御質問に答えさ



せていただきたいと思います。

6月議会で御質問がありました。その後、我々の参考のために、隣の由利本荘市にも、どういふ状況かお伺いしてみましたところ、本市と同じように、一部の地域で独自に取り組んでいるところはあるようですが、行政として今後とも取り組む予定はないというふうなことでした。まあ、あれから社会の変化とか、意識の変化というものが関係しているのかどうかはわかりませんが、以前に、行政がやると押しつけになるとか、つくっても守られていないというふうなこととか、守ってかえって恥をかいたとか、いろいろ意見がありましたし、さまざまな事情もあって中止をしたというふうな経緯を考えると、市民の皆さんがある一定地域の中で自主的に、今、取り組まれているところもあるようですが、そういうふうに自発的に地域ぐるみで取り組むことは望ましいことであると考えますが、行政が深く関与していくというふうなことは現在考えておりません。

ただ、これまでも行政懇談会の場などで話題の提供を行ってきました。引き続き、市民の皆さんもこれについてはいろいろな御意見があると思いますので、話題提供を行いながら、市民の機運を盛り上げていければなというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 集落営農に関するその後の取り組みとその進展状況についてであります。

集落営農につきましては、これまでJA等の関係団体と協力をし合いながら推進してまいっておりますけれども、6月定例会後の取り組みといたしましては、6月下旬から7月上旬にかけて、旧町ごとに、市長と語る集落営農づくり、それぞれ1回ずつ開催しておりますし、そういうことで市長も入って座談会を開催して、地域のリーダーの皆さんから直接、現在直面している問題とか意見、それから行政でできる要望、そういうものを伺っております。また、それとは別に、集落営農等それぞれの進む方向性が見えていない集落を対象にしまして、市とJAの合同で、仁賀保地域9回、それから金浦地域2回、象潟地域27回の延べ38回ほどの集落の検討会を開催してきております。

そのような開催した結果でありますけれども、現在、8月末現在で市のほうで把握している進捗状況につきましては、レベル1、2とありますが、レベル1と2は座談会の報告だけとか、実質的な協議はしていない、それから、協議はしたけれども結果が出ていないというのがレベル1、2でありますけれども、前回報告しました数値、81ありましたけれども、43集落が減りまして、現在28集落になっております。

それから、レベル3というのが、集落内で協議しまして、その内容が大体決まってきたということですが、ただ、従事者とか、役員、構成員がないというレベル3というところが、前は5集落でしたけれども、今回45集落ほどにふえております。

それから、レベル4というのが、集落の方向とか、主たる従事者、それから組織が決定してきているというのがレベル4でありますけれども、以前の2集落から現在5集落というようなことで、3集落ほどふえてきておりますし、レベル5の経理の一元化、それから法人化の結果が設定されてい

るというのが前回と同じ1集落という状況になってきております。

これまで数回にわたって集落検討会を開いておりますけれども、その方向性は、それぞれの集落における協議の結果、レベル3以上の51集落のうち、集落営農で進むというのが40集落、集落営農はできないし認定農業者による個別経営体で進みたいというのが11集落であります。それから、方向性が決まっていないというのが28集落ほどになっておりますけれども、こういう結果によりまして、大体方向性が見えてきているのかなというような状況であります。

今後につきましては、各集落の取り組み状況を見ながら、集落営農だけでなく、新規認定農業者の掘り起こし、これらとあわせて担い手育成の取り組みに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 私から、子供の安全のための施策のその後の状況についてお答え申し上げます。

さきの議会で、本藤議員から、通学路の防犯と、特に旧町の境界付近に必要なかというお話であったと思いますが、この件につきましては、現場を踏査しまして現状について調査しております。今後についても、各集落からの要望事項から漏れがちなこのような箇所については、担当で巡回調査を実施していく予定でございます。

さらに、子供を犯罪から守る活動としては、息の長い継続的な見守り活動が重要なことと認識しております。市政報告にもございましたが、仁賀保警察署とも緊密な連携をとりながら、去る6月9日に、地域住民、関係機関の出席のもとに、子供を犯罪から守る安全対策会議を開催しまして、それまでの活動の報告、その後の取り組みについて話し合い、7月20日には、子供を犯罪から守るネットワークを立ち上げたところでございます。

これは、市の予算のほか、TDKを初め、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、交通安全関係の各種団体の援助のもとに、防犯ブザー、帽子、ベスト、マグネットステッカー、腕章などを整備し、にかほ市教育委員会、市内小中学校のPTA、教職員はもとより、スクールガード、郵便局、タクシー会社、新聞販売店、宅配業者など30団体、延べ1,200人を超える皆さんからの御協力をいただきながら、にかほ市全域を対象に見守り活動を実施しているものでございます。

また、象潟地区においては、7月14日に象潟自治会長連絡協議会の皆さんが自主的に見守り隊を立ち上げ、地域の子供たちの安全のための活動をスタートさせております。さらに、最近の情報としては、にかほ市更生保護女性の会でも、この後、見守り活動をスタートさせる計画とのことでございます。

このように、まさに地域協働の力で、地域の子供たちの安全をみずから守っていくという機運が高まり、活動が推進されております。このことに対しまして、関係各位の熱意と協力に深く感謝を申し上げたい、このように思います。

議長（竹内睦夫君） 本藤議員。

21番（本藤敏夫君） 6月定例議会で一般質問したこの3点について、特に、については今後も継続、御検討をいただき、さらに、安全な犯罪から被害を守るための環境づくりに努力をして

いただきたいと。

生活改善の関係については、私も、市が直接言うことではなくて、そうした環境を助成するという面で、市でもいろいろ情報を得てやっていただきたいと。これは のほうであります。

それから、集落営農の関係については、ただいまの説明で、レベル3以上が相当数伸びている状況を見て、現段階ではまあよかったなという気持ちであります。ただ、今回2名適用になって、新法が制定され、19年以降、20年までは漸次その恩恵が少なくなっていくという経過がありますので、最終的には農家個人個人の考えと、その地域の考え方にあるかと思います。特に農業所得の安定した所得を確保するという面で大きな面があるかと思いますので、今後、力の緩むことなく、ひとつ強力な推進を図っていただくことを希望いたします。

次に、観光振興の面であります。時間も大分なくなりましたのであれですが、私は、観光振興を一応5段階に考えております。1つは、住民が自分の地域を誇れるような環境づくり、住んでいる住民が魅力を持ってないで、ほかから300万人も呼ぶというのは、これは難しいことだと。やはり地域住民が誇りの持てるまちであることが最大条件になると思います。

それから、にかほ市のよさを知らしめると、これがきのう、おとといのTDKの野球大会、あれなどはそうではありますが、それから、首都圏の特に人の集まるような場所、上野とか東京とか、そうしたところへ、にかほ市の主なイベントを知らせるポスターやなんか、あるいはいろんな観光情報のある中に、にかほの観光情報が差し込まれてあると、自由に持っていけるといようなことで、まず、にかほ市のよさを知らしめることが第2ではないかと。

それから、観光資源の環境整備ということで、象潟、仁賀保、金浦、この旧3地域には、文人墨客がすごく来ているんです。そして、絵をかいたり、俳句をつくったり、和歌をつくったりしているんですが、その石碑やなんか非常に少ない。よそのほうでは、自分の市や町のことを書いていなくても、足を踏み込んではいないけれども、ちょっとした小説の中にそれを使ったというので、そういう碑を建てたりなんかする例が非常に多い。にかほ市はその逆なんです。

よって、挙げれば切りがないほどおるんですけれども、実際、象潟をテーマにした俳句や歌や小説や紀行文や、そうしたものの石碑、これを関係部所に、効果的な場所へ建設するという方向もあると思いますし、俳句大会が、象潟から引き続いて今回で22回目、その秀作を石文に刻み込んでいくと、応募した家族や知人が訪れてくるんです。そうしたことを観光協会その他と協力し合いながら、滞在型の観光に結びつけるという方法もあるかと思いますので。それから、有名な正岡子規がこの象潟を通ったときに、大須郷の貧しさを歌っていますが、最後に泊まったときに食べたカキが非常にうまかったと。死に間際に思い出して、もう一度あのカキを食いたいと言ったことが、この住民が知らない、それをPRしないという手はないんじゃないかというふうに思っています。そういうようなことで、食の魅力を持たせるということが大事かと思います。

それから、市長の答弁にありましたが、他県で活躍している人々や、ふるさと宣伝大使などの活用、力をかりることが大事です。残念ながら、その人方に対する情報の提供が薄いと思っています。そうした人に手厚い情報を提供しながら力をかりるといことも、滞在型観光の充実に結びつくものと思っておりますので、そのようなことに積極的に取り組む姿勢について、最後に一言、時間の

範囲でお答えいただければありがたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 大変数項目にわたって御提言ありがとうございます。やはり観光地として発展していくためには、やはりそこに住む住民の皆さんが自分たちの地域に誇りを持つということが私はやっぱり一番大切だと思っております。そういうことを思えば、環境美化などにもいろいろつながっていくと思います。これは大変大事なことだと私も思っています。

それから、今、何項目かお話がございましたが、私も何点かはいろいろ考えていたこともございます。ですので、こういうことも含めて、これからの、今、このにかほ市にある資源に磨きをかけるという点では、こういう提言は大変大切なことだと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

【21番（本藤敏夫君）「以上で終わります。ありがとうございました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤議員の一般質問を終わります。

所用のため午後4時まで休憩します。

午後3時47分 休憩

午後4時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。16番竹内賢議員の一般質問を許します。竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） それでは、質問させていただきます。私、3点にわたって質問いたしますので、よろしく願い申し上げます。

最初に、今、総合発展計画を策定の最中であります。これは、にかほ市になって初めての総合発展計画ですから、これからのにかほ市の姿がこの総合発展計画策定によって、基本構想、あるいは総合発展計画策定によって目に見えていくわけです。したがって、市民の皆さんも大きな関心があることだと思います。

1点目は、そういうことで、総合発展計画策定と、にかほ市の望ましい、望まれる図書館像について、市長の、あるいは教育委員長のお考え、教育長の、現在の作業状況についても伺いたいと思います。

将来のにかほ市のあり方が、ハード面でもソフト面でもはっきり打ち出されます。その中で、図書館機能強化が政策として総合発展計画に打ち立てられることが、将来のにかほ市発展にとって私は非常に重要なことだと考えます。これまで住民検討委員会、あるいは庁内ワーキングチーム、庁内プロジェクトチームで将来の図書館機能を強化することについて論議がされ検討されてきたのか、伺いたいと思います。

国も、あるいは県も、図書館のあり方、あるいは読書、あるいは文字文化、活字文化について、

矢継ぎ早に法律や推進計画が出されております。例えば、今回、4月には文部科学省生涯学習政策局が「これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点として」という報告を出しました。あるいは、13年ですけれども、子どもの読書活動の推進に関する法律や、それに基づいて、子ども読書活動推進に関する基本計画を県・市町村は策定をしないと、努めるということになっていますが、そういうふうなものも出されていますし、昨年は、文字・活字文化振興法がつくれ、市町村は必要な数の図書館の設置及び適切な配置に努めることとし、支所等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備に関し必要な施策を講ずること、こういうふうにして出されました。これは図書館のあり方、図書館の機能というのが自治体にとってもこれから大きな支えになるということがあるから出されたと思います。

ところで、我がにかほ市の現状はどうでしょう。私は、去る8月22日 - 何回か行っているわけですけれども、改めて3つの - 1つの図書館と2つの図書室に伺ってみました。こびあに行きました。これは図書館であります。児童書の閲覧室、児童書コーナーですけれども、ここには小学生と思われる子供たちがそれぞれの姿勢で10人以上、てんで紙芝居を読んだり、絵本を読んだり、あるいはお母さんに連れられて本を借りにきたり、何冊も抱えて帰る子供もいました。この秋田県立図書館の資料によりますと、17年度の蔵書が2万4,216冊、そして、金浦の住民1人当たり約5,000人に数えますと、1人当たりの年間の蔵書数が4.8冊であります。貸し出しが2万8,013冊、1人当たり5.6冊。そのほかに、レファレンス、これが287件であります。

そして、今度は、仁賀保の青少年ホームの図書室に行きました。ここには中学生と思われる十数人、中2階の閲覧室も机いっぱい調べものや勉強をしていました。ここは蔵書が2万2,479冊、仁賀保地区の住民1人当たりになりますと1.9冊、貸し出した数が1万1,664冊、0.97冊であります、1人当たり。ここもレファレンスが131件です。

その足で象潟の図書室に行きました。残念ながら閑散としてだれもおりませんでした。蔵書が1万9,473冊、1人当たり1.5冊、貸し出した数が8,712冊、1人当たり0.67冊であります。もちろんレファレンスは0件であります。

こういう内容を見ますと、図書館の機能というか、そういうものが整ったところは、あるいは図書機能というか、整っているところは、やっぱり市民の皆さんが行くわけです。活用するわけです。そして、勉強したり、あるいは調査をしたり、あるいは趣味に生かすために、そういう図書館機能について、もう一度やっぱり市長初め教育委員長、教育長、そういう皆さんはお考えいただきたい、こういうふうに思います。

そこで、図書館関係で2点目は、教育委員会があります。社会教育委員会もあります、10人の。それから公民館運営審議会があります。これは15人以内。これからのにかほ市の将来の図書館のあり方について、これらの機関で論議されているのでしょうか。特に、今回は、総合発展計画が策定されますから、それらの委員の皆さんが、自分の任務や責任を感じた場合は、図書館のあり方について、当然、教育長や教育委員長のほうからも諮問をされたり、あるいは意見を言ってくださいというふうに出されてもしかるべきだと私は思います。

どういう論議がされているのか、伺いたいと思いますし、図書館協議会があります。図書館協議

会というのは、条例によりますと、こぴあだけに適用されるものであります。これは図書館法に従っていますから。しかし、その図書館協議会で仁賀保や象潟の図書室に対して、どういう連携や、あるいは指導や、そういうのがされるのでしょうか。条例を見ますと、そこまではないわけですよ。こぴあ処理する事務はおおむね次のものとするというふうに書いてあるわけですが、第3条に。こういう内容で、これから夢あるまちとか、そういう標榜するにかほ市をつくる場合に、どういうことをやっていったらいいのか、やっぱり真剣にお考えいただきたいと思います。その点について伺いますし、先ほど言いました、文部科学省の「これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点として」ということで、行政の皆さんに対しても私たちに対しても呼びかけがされています。その呼びかけについては真剣にやっぱり私は耳を傾ける必要があるというふうに思います。

どうぞ、市長、委員長、教育長、そういうことについて、これからのにかほ市が発展するために、図書館の位置づけというものをきちんと打ち立てていただきたいということで、これまでの経過も含めて伺いたいと思います。

2つ目であります。全国自治体トップアンケートが行われたというふうに記載しています。共同通信社と加盟新聞社が協力してということで、何回かにわたって新聞にも載りました。それと、にかほ市の行財政改革大綱、これは3月にできているわけですが、にかほ市集中改革プランも一緒であります。これとの関連ですね。魁新聞には、県内首長の回答状況が掲載をされています。

ここで伺いたいのは、自治体存続に不安を感じるとする回答が96%、県内25市町村中24と出されております。我がにかほ市は、この行財政改革大綱とにかほ市集中改革プランの中で3点の重点取り組み項目と出されています。1点目は、行政のスリム化。今、18年度385人、そして4年後、21年度は367人にするという計画であります。それから、合併効果を生かした財政合理化ということで、9億6,700万円ですか、－の縮減をします。こういう内容と、それから住民参加のまちづくり、これが重点項目になっています。そういうことで、市長として、やっぱりこれからの大変な状況はわかりますから、不安を解消し、にかほ市が発展をしていく、存続していく、そのために国・県にどういうものを要求するのか、求めるのか、あるいは市民や職員、議会に何を求めているのか、私はやっぱり率直なお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、具体的に各アンケートに対して、市長としてどういう認識を持っているのか、何点かあるわけですが、18項目あるわけですが、その中で、市町村合併への評価については、多分評価、ある程度評価しますというのは21市町村の88%となっています。それから、構造改革の影響、悪い、それから、何というか、もう一つ、ある程度というような形に76%。こういう三位一体改革の評価については、評価しない、あるいはもうちょっと、－いいということじゃなくて、評価しない、これが88%。交付税の問題点、改革をどうすればいいか、いわゆる内容がわからないとか、そういうのがありますけれども。それから、自治体の将来の存続、これはさっき言いました、96%が不安と。少子化対策について、成果が上がっていない、23市町村、92%。財政状況の認識、厳しい、今後心配72%。消費税率の引き上げについて、早期必要と、近い将来必要が72%。自治体運営を通して感じる事、格差を感じますか、感じる60%。これらについて、市長としても率直に認識を披瀝をして、市民に対しても、これからこういうふうにしていくと、自信を持っていくためには、

皆さん、ここはやっぱりという訴えもあってもいいんじゃないかという思いで質問をさせていただきます。

3点目であります。今、市長の行政報告の中にもありました。いわゆる住民税が高くなりましたと、97人。これはやっぱり、それでもやっぱりおとなしいですね、にかほ市の人方は、10倍になった人もいるという話、あるいは5倍、6倍というのは当たり前という。97人の人が、おれのおかしいのではないかというふうにしてやっぱり来たというふうに思います。私も何人がやっぱり来ているわけですよ。こういう状態の中で、やはり行政としては、確かに国の法律が改悪されたことによってこういうふうにはせざるを得なかったわけですが、このような負担増の中で、行政としては、住民に対するサービスがいっぱいあるわけですから、これを行き渡らせると、こういうふうにして周知の方法、あるいは職員が市民の立場に立って施策をつくる、説明をする、そういうことに対してどういうふうにしていったらいいのか。

特に研修の問題もやっぱりあるわけです。研修の規定を見ますとちゃんとついているわけです、研修の基本方針、第2条にですね。したがって、そういうものを受けて、目の前にあることに対して、やる職員じゃなくて、できればやっぱりその先を考えた、あるいはこの人に対して、市民に対して、困っている人に対して、どうやっぱりやったらいいか、先を見越した考え方に立てる職員づくりをひとつやる必要があるのではないのでしょうかと思います。

それから、これまでやっぱりいろんな形で、にかほ市の優秀な職員の皆さんからいろんな提案がされたと思います。これとこれはやっぱり職員から提案されて、具体的に実施していますよというものがありましたらお示しをいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、図書館機能の強化についてでございますが、広く市民の皆さんに多様な学習機会を提供するためにも、図書館機能を充実させていくことは大変重要なことであると、そのように考えております。合併時に策定されたまちづくり計画におきましても、図書情報システムの整備が主要事業の一つとして掲げられております。市の図書館や図書室はもちろんでございますが、各学校の図書室、県内外の図書館とのネットワークの構築を目指して、現在、蔵書の登録作業などを進めているところでございます。

にかほ市総合発展計画につきましては、この新市まちづくり計画をベースに、現在策定作業を進めておりますが、御質問のように、住民検討会からは、去る8月7日に計画策定に向けての提言をいただきました。この提言書の中には、図書館機能の充実に関する項目は含まれておりませんが、検討委員会での話し合いの過程では、地域の子供たちの国語力などの低下を防ぐためにも、気軽に足を運べる図書館の充実を求める意見があったと伺っております。また、5月から6月にかけて実施しました、まちづくりアンケート調査におきましても、図書館や図書室の蔵書をふやし、施設の充実を求める意見が幾つかございました。

現在、市では、庁内ワーキングチームとプロジェクトチームを組織して、計画の策定作業を進めておりますが、図書館機能の充実につきましては、市民に多様な学習機会を提供するためにも、引

き続き重要な施策であると位置づけて検討しているところでございます。

今後とも多様化する住民ニーズに対応するために、図書資料の充実や関係施設とのネットワーク化を推進しながら、資料等の相互利用の促進など、機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査でございます。今回のアンケートで、自治体の存続に不安を感じるかという設問に対して、私は「感じている」と答えました。これは、設問に対して、5項目ぐらいの回答がありまして、そこから選択するわけですが、私は「感じている」と答えました。5年余りの小泉内閣の改革は、一言で言うと、国の財政再建が先にある改革で、さらに地方と都市部との格差は広がり、財政基盤の弱い地方は切り捨てにつながる改革ではなかったのかなというふうに受けてとめております。

地方でも歳入の大きなウエートを占める地方交付税についても、臨時財政対策債を含めて、一方的に3年間ぐらいで約5兆円削減しております。また、18年度までの三位一体の改革についても、地方六団体と協議はしてきました。してはきましたけれども、国庫補助金の縮小・廃止として4兆7,000億円、そして所得税から住民税への税源移譲は3兆円と決着したわけでございます。ここでも1兆7,000億円ぐらいの差があるわけございまして、税収の少ない地方では、この割合よりもさらに財源は減少すると思います。そして、経常的な事業に対しても、地方の負担が増大しているのが現状でございます。

19年度以降もこうした改革が進められていけば、地方は、人口の減少や少子・高齢化社会の進展にさらに拍車がかかり、産業は衰退し、地方のコミュニティーが崩壊するなど、自治体そのものの存続に直面するのではないかなというふうに考えております。

したがって、国際情勢も今、大きく変化する中で、国の繁栄は、さまざまな資源を持つ地方の維持発展があってこそ、将来に向けて持続的に繁栄できることをやはり国は忘れてはならないと私は思います。したがって、国に対しては、改革の必要性は認めますが、これまでのような一方的で、そして急激な改革ではなく、地方で生活する住民が、大きな不安を受けることのないような改革が必要であると考えております。

市町村も、これまで効率的で効果的な行政運営などを行うために、国の方針に基づいて市町村合併を進めてきましたが、その効果が出るまでは5年、あるいは10年程度の時間が私は必要だと思っております。したがって、地方交付税などを含めて、段階的に時間をかけて、そして穏やかな改革でなければならないと思います。また、地方はさらに創意工夫をしながら、産業おこし、あるいは産業の活性化を進め、活力のある地域社会の形成を進めていかなければなりません。そのためには、高速交通体系の整備、とりわけ高速道路の整備とネットワーク化が私は何よりも不可欠であると考えています。

そうした中で、小泉内閣で道路特定財源を一般財源化するという話もありました。これもことしの秋ころにはどういう方向になるのか、これ、決着すると言われております。我々はこれにも猛反対をしていかなければならないと思います。

こうした一般財源化が進めば、都市の道路整備は進むかもしれませんが、地方の道路整備



私は切り捨てになると思います。それでは産業の活性化など図ることができませんし、先ほど申し上げましたように、地方が衰退して、国の持続的な発展にも私はつながっていかないと思います。そういうことで、市長会などを通して、こうした改革については、引き続き国県に対して強く働きかけてまいりたいと思っております。

また、市民に対しては、好むと好まざると関係なくして、今後やはり地方財政は厳しくなることは間違いありません。ありませんので、市としても、産業振興など新たな財源確保につながるような施策も当然力を入れていくこととなりますが、実現するには大変困難なものも伴ってくるのではないかなど。なかなかそう簡単に、企業誘致とかといっても、なかなか実現するのは難しい環境にあります。これは努力しなければなりませんけれども、伴うと思えますけれども、引き続き、職員数の削減や、民間でできることは民間に移行するなど、行政経費の縮減を図るなどの改革を進めていかなければなりません。それでも現状の住民サービスを見直しを進めていかなければ、持続的な住民サービスを提供することや、その時々に必要なサービスを提供していくことは困難ではないかなというふうに思います。

したがって、これまでのサービスを総点検しながら、真に住民の皆さんが必要なサービスを選択した行政運営を行っていかねばならないと思います。このことについても、市民の皆さんにも十分説明してまいりますけれども、場合によっては今あるサービスなんかを変えていかなければならない事態が来るかもしれません。こういう事態ではいろいろ説明しながら御理解をいただきたいものだなというふうに思います。

また、安全で安心して暮らすことのできる地域社会をつくっていくためには、市民の皆さんの話し合いの中で、行政と市民、あるいは市民同士が力を合わせてまちづくりをする、協働、これが非常に大切であると考えております。こうしたまちづくりに向けて、市民の皆さんが積極的に活動されることを期待しているところでございます。行政も市民の負託にこたえることができるように、一生懸命まちづくりをしていかなければならないことは当然でございます。

職員については、私も常に言っているんですが、現状の事務事業のあり方に常に問題意識を持っていただきたい。今やっている事務事業については、いや、ここら辺がちょっとおかしいのでないかなというふうな形で問題意識を常に持っていただきたい。そして、市民サイドに立って、ふぐあいなサービスは改善したり、さらに創意工夫を重ねて新たなサービスを創出するなど、職員一人一人がまちづくりに対して意欲的であってほしいと、そのように期待しております。それから、地域社会においても、いろんな場面でリーダー的な役割を果たす職員であってほしいなと思います。このことをこれからも職員の皆さんにお願いをしていきたいと思っております。

議会に対してでございますが、まちづくりについては、いろいろと議論を重ねながらも、当局と議会は車の両輪のごとく、そして市政の主役である市民と、三者が力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切であると考えております。そのようなことで、議会が果たす役割も非常に大きなものがありますので、当局とは立場が異なりますが、いろいろな御提言をいただきながら、ともに力を合わせてまちづくりを進めてまいりたい。そのためにもいろいろな行政が持つ、当局が持つ情報なども提供してまいりたい、そのように考えております。

それから、具体的なアンケートでございますが、主なものです。1 つは、「国の三位一体の改革で、国から地方への国庫補助金を削減し、3 兆円の税源移譲と地方交付税制度を見直す内容で決着しましたが、どう評価しますか」という設問でございました。私は「余り評価しない」と回答しました。その理由としては、先ほど申し上げましたように、国の財政再建があって、地方団体の裁量が高まるような改革には私はつながっていないと思います。

それから、次に、「地方交付税改革の議論が続いている中で、現行制度はどこが問題だと思いますか」、あるいは「改革に力を入れるべき点は何ですか」という設問に対しては、国の判断だけで地方交付税が年度によって大きく変わっていると。それから、各自治体への配分額が複雑で、本当に我々がこのくらいしかもらえないのかなというふうなものがよくわからないと。ですから、こういうことを改革していただきたい。それから、改革については、国から地方への税源移譲をし、もっともっと税源を移譲してもらって、交付税の依存度、これを減らしていただきたい。あるいは国の関与を少なくするための地方共有税、こういうものにしていただいて、地方独自の財源であるという性格を明確にしていきたいということで回答しております。

それから、次に、「政府は、財政再建を理由に、国と地方の公共事業費を引き続き削減することを検討していますが、どう評価しますか」との設問には、これに対しても、私は「余り評価しない」と回答いたしました。理由としては、既に公共事業は大幅に減らしておりますので、これ以上の削減は、社会資本の整備、特に地方がだんだんおくれるということで、私は評価しないということで回答しております。

そのほかいろいろございますが、それから、道路特定財源については先ほど申し上げましたので、「介護保険、健康保険の見直しを政府が進めていますが、介護保険加入者を現行 40 歳以上から引き下げる考え方をどう思いますか」という設問については、少子・高齢化社会の中でいろいろ若者を取り巻く環境も大変厳しいものがございますので、若者の負担が発生するような改革には反対だというふうにして回答しております。主なものについては以上でございます。

それから、具体的な行政サービスと市民との共有についてでございますが、本市は、今月末で合併 1 周年を迎えます。合併によりまして、住民サービスの低下を招くことのないように、旧 3 町に市民サービスセンターを設置して、本課と連携を強化しながら、住民サービスの向上に努めているところでございます。

例えば、福祉医療の受給者証の更新や、あるいは国保や老人保健の一部更新業務においても、合併後の試みとして、各庁舎のロビー等に専用の窓口を設置して、7 月 26 日から 28 日までの 3 日間、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、勤めている方々に配慮しながら、そうしたサービスにも努めております。職員については、住民サイドに、住民サービスに係るさまざまな制度について、その都度、市の広報やホームページで周知徹底するように指導を指示しておりまして、さらには、サービスの対象者へは個人通知をするなどして、適用漏れのないように十分注意して業務していただきというふうにとらせております。

以上の現状を踏まえながら、さらに、職員の資質の向上を図るべく県等が主催する制度説明会には必ず出席させることはもちろんでございますが、現在までも随時庁内各部、課内での個別研修を

行っております。今年度においては、窓口を訪れた住民に対して、手続等の説明責任を果たすための行政手続法及び市の行政手続条例関係の書類の整備を早期に行うために、職員全員を対象にした行政手続研修会を予定しております。そして、市民の皆さんに事業計画や施策を説明する際の話し方などを習得し、住民の皆さんにわかりやすく説明できるよう、プレゼンテーション重視の研修を行います。

また、クレーム対応や折衝、交渉に必要とされる知識・技術を習得して、住民の皆さんとの信頼関係をさらに築くために、クレーム対応の研修も行う予定にしております。そして、福祉や住民等の現場に即した研修として、実務中央研修にも職員を参加させたいと計画しているところでございます。

それから、職員からの提案についてでございますが、主なものとしては、さらなる組織機構の見直しによる事務事業の一元化の推進、事務分掌の見直しにより業務の一元化・効率化を図る、地域イントラネットを活用した電子入札の導入や市のホームページへのマナー広告の有料掲載など電子自治体を推進する、あるいは職員の資質向上と市民のまちづくりへの参加意識を高めることを目的とした出張市民講座の開設などが提案されております。現在、内容を精査しておりますが、行政の効率化や透明性の向上につながるようなもの、あるいは行政経費の縮減に寄与するような提案については、早期に実施に移してまいりたいと思っております。

他の質問については教育長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 竹内議員の御質問にお答えいたします。

公民館運営審議会や社会教育委員会は、合併後、実質的な審議をする委員会等はまだ開かれておりませんので、図書館のあり方についての論議は行っておりません。また、教育委員会でも、図書館のあり方を議題とした会議は開いておりませんが、新市の生涯学習やまちづくり、人づくりを進めていく上で、図書館というのは中核施設の一つであるという認識は各委員共通理解されていることと思います。

現在、社会教育中期計画の素案の作成中であります。これをもとに、社会教育委員会が中心となっていていただいて、今後の本市の生涯学習、社会教育のあり方について議論をして、その計画をまとめていただくことにしております。その中で、当然、図書館のあり方、読書活動の推進方策についても議論をしていただく予定にしております。

次に、図書館協議会の任務と協議状況についてでございますけれども、図書館法では、図書館協議会は図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関とするというふうに規定されております。

本市の協議会は、去る7月28日に開催しまして、10名の委員のうち9名が出席されました。当日は、これまでの事業報告、今年度の重点施策と事業計画の説明などを行いまして、委員の皆さんからは、合併による公営機関に対応した各公民館図書室との連携による全域サービスの実現を図ること、利用者が満足する資料費を確保すること、利用者の立場に立ったサービス向上に努めることなどの提言や御指導をいただきました。

このことを踏まえて、今後、図書資料の充実を図りながら、市内の図書室はもとより、全国の図書館とのネットワークをさらに強化して、資料等の相互利用やインターネットによる図書貸し出しサービスなど、貸し出しを促進する体制の整備というものにも努めていきたいというふうを考えておるところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の、特に図書館関係の答弁は、私から見ると、何というか、主体性というか、教育委員会としての主体性、あるいは市としての主体性で、図書館機能をどうやっぴり高めていくかということについて、まだ固まっていないのかなと、そういう思いをしております。

これまで、私は、何回も、10年間の議員活動の中で図書館について言ってきました。これはやっぱり、何というか、これからのこの市の人々が高まっていく、あるいはこれから市として、行政としての仕事が高まっていく、そのためには、図書館活動というか、図書館の機能というのは非常に大切だと思うからであります。

住民検討委員会の資料も、私、ホームページで一応取ってみました。この中に、多様な学習機会の提供ということで、生涯学習活動の充実というのはありますけれども、今の図書館機能というのは、図書館のあり方というのはこれじゃないんです。こればかりではないですね。図書館の設置者についてということで呼びかけがあります。これは文部科学省の報告の中ですけれども、図書館の設置者である地方公共団体の皆さんは、図書館が地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識してください。図書館行政政策の一層の充実、推進を図ってください、こうなっています。私は、やっぱりもっともだと思うんです。ただ本を貸したり、あるいは相互間で資料のやり取りをするという、そういうものじゃないんです。その点をきちっとやっぱり受けとめていただきたいと思うんです。今すぐに地域における図書館の存在意義を明確にし、その充実に踏み出さないと、今後一層厳しい財政状況が予想される中、改革の機会を長く失い、地域の知的な基盤づくりに支障を来すことになるでしょう。そのとおりだと思うんです。この辺を私はやっぱり真剣に考えていただきたいと思うんです。

ちなみに、合併前の象潟の議会において質問しております、何回か。ここにあります大久保教育委員長が教育長の時代ですが、公立図書館というのは絶対必要だと認識していますと。横山市長も町長時代に、地域社会に必要不可欠な施設だと思いますと言っています。今、確かに合併によって金浦のこびあが、図書館、市に1つあるということになります。パーセンテージは上がりました。しかしながら、例えば、金浦の図書館こびあから、いろんな県内の図書館に対して貸し出しの要請はできるわけですね。ところが、象潟公民館の図書室から、あるいは仁賀保の青少年ホームの図書室から全県各地の図書館に貸し出しはできません。要求はできないんです。これはなぜかという、図書館法で決められているわけですね。その中で、象潟と金浦と仁賀保だけのネットワークができて、お互いの貸し借りにいい、それではやっぱりだめなんですよ。

したがって、きちんと図書館法にのっとって、全国、あるいは全県の図書館から借りるようなシステム、あるいは司書配置にしても、今、残念ながら司書がありません。3つの施設については、そういう司書をどう配置をするか、これもさっき呼びかけの中に言われた行政の必要性、行政がや

っぱりそこを活用する、そして課題に向かっていくためにも、司書配置というのは絶対必要なんですよ。

ただ財政の問題だけで官から民に、そういうことじゃなくて、必要なところにはきちっとやっぱりめり張りをつけていくと、それが将来の私はやっぱりにかほの発展につながるだろうし、住民の満足度やそういうものにもつながっていくだろうと。図書館がないために、私は、その図書館のないところには住みたくありませんと。住民いっぱいいるんです、これは。都会のほうで暮らしていた団塊の世代の皆さんにもやっぱりいるんですよ。来てください、来てくださいじゃなくて、文化的な機能がきちんとやっぱりありますよと、図書館もありますよと、立派な。人的な配置もしていますよと。そういうところにやっぱりなぜ行き着けないのかというのが私は非常に残念でありますから、その点について、市長、教育委員長、お考えを伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 図書館機能の充実ということは、先ほど申し上げましたように、大変重要なことだと思っております。ただ、今ある施設をどう生かしていくかということだと思っております。やっぱり図書館としてはこびあがあります。こびあのところでは欠けている部分は何かということもこれからも検討していかなければならないでしょうし、あるいは仁賀保・象潟地区の図書室、これについても、先ほどデータを示して竹内議員がお話ししておりましたが、象潟の公民館にはだれもいなかったと。そこはやはりそれなりの問題があるからだろうと思っております。その辺は十分私も理解しているつもりです。これからどういう形であれにかわるものが可能なのか、あるいはあの中での対応はとても無理だと思っておりますので、そのあたりもこれからの課題だと私は思っています。

ただ、県立図書館、あるいは県外の図書館にアクセスをして蔵書の貸し出しと申しますか、そういう形のものがどういう形でできるのかは、これからも、私、余り知識はないんですけども、ただ、何か話を聞いていますと、例えば象潟地区にも図書館がなければだめだとか、あるいは仁賀保地区にも図書館がなければだめだとかというふうにも聞き取れるものですから、これはちょっとやはり無理だと思うんですね、これは。ですから、こびあをどういう形で利用しながら、そういうものを住民の皆さんの満足度を高めていくかだと思います。これからのいろんな面で検討をしなければいけないと思います。

ただ、司書については、職員を採用するという形には到底いけないので、いろいろな資格を持っている方をいろいろ探しながら、これからの臨時雇用という形の中では引き続き実現に向けて考えていきたいなと思っております。

いずれにしても、今あるものをどう利用して、住民の皆さんの考え方にこたえていくかと、このことをこれから一生懸命考えてみたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育委員長。

教育委員長（大久保敬一君） 竹内議員にお話し申し上げます。

教育委員会では、現在までのところ、本当に正直に申し上げますが、十分な論議はしておりません。ただ、今、委員として、委員会の中でお互いに話し合っているのが、幼児期、小学校、中学校、高校、それから一般各層の皆さんが抱えている図書館に関する問題を洗い出す必要があると。その

問題を十分精査した上で、現在持っている施設をどのように活用していくかということをお皆さんで話し合っているものをつくりたいということは方向づけしてあります。

それから、一番なのは、私たち行政として何をしなければいけないかということ。今、竹内議員からいろいろ指摘していただきましたが、その中で、私も夏休み期間中に3施設いろんなところを見て歩きました。一緒に子供たちと本を読んでいる姿も見ました。ただ、そのスペース、3施設とも気持ち的にゆっくりしません。そのゆっくりしないというところ、一番問題になると思います。あれだけの蔵書があって、それから情報システムもきちんと整備されてきているのに、図書館としてゆっくりした機能がないというのは、私たち教育委員会の落ち度だと思います。その点は十分反省しながら、今後、子供たち、それから皆さん、市民みんなが喜ぶような施設を今ある施設の中でつくっていきたいと考えています。

また、学校の校長方と話をする機会がよくあります。校長方もよく私のところに話をするのが、子供たち、本好きの子供をつくりたい、そのために朝の読書の時間だとかいろんな工夫はしているのですが、それが長続きしない、うまくいかない。そこら辺のところも今後学校側との検討を深めていかなければ、竹内議員がおっしゃる、指摘することはいつまでも続くと思いますので、そういう点も踏まえながら教育委員会として努力していきます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 竹内議員。

16番（竹内賢君） いずれ、今の委員長の話で、まあ私は無理な形は言っていないつもりです。今、市長が言いました3つのところに全部という、本当は、日本図書館協会とか、あるいは文部科学省のほうでも、特に日本図書館協会のほうでは、中学校校区に図書館をとというのは理想的にやっぱり求めています。そういうこともありますけれども、ただ、近づける努力はやっぱりしなければならないだろうと。

さっき言ったこぴあは図書館です。そうすると、象潟と仁賀保は今、はっきり言って活動そのものは、確かに今、検索はできるようにしてありますけれども、それだけしかないんですね。お互いの活動の交流とか、あるいは、こぴあで図書館運営協議会が開かれて、そして、仁賀保と象潟もこういう活動をやりましょうというような提起みたいなのは今はできないわけでしょう。できるんですか。できるんだとすれば、その点。

去年あたりの県立図書館協会の県内図書館読書振興事業案内というのも見えています。残念ながら、ここにかほ市の3施設の読書振興事業というのは、率直に言ってやっぱりお粗末です。1回見てみてください。あるいは18年度読書週間がありました。4月、5月です。何にもやってないんですよ、具体的なものを。したがって、そういうものを一つ一つやることによって、私はやっぱりやるのが仕事だと思うんです。

それから、県立図書館の今年度の運営方針というか、これもあります。その中に、県内市町村図書館、公民館図書室及び学校図書館との連携ということで、巡回相談や活性化のために、巡回相談や協カリファレンス、職員研修、各種情報の提供に努めると書いてあるわけですよ。うんとやっぱり私は県立図書館のこういうところを利用すると、そして、活性化をしていくと、そういうことが

ら始めることが必要なんじゃないですか。確かにいいものをつくれれば、わあっと行きます。今の岩城の図書館はすごいです。今言った私の施設の内容でもわかるでしょう。金浦と仁賀保と象潟の違いというのは。

あるいは、図書費についても資料費についてもです。全国平均が今 228 円です、資料費。文部科学省の調査によりますと。じゃ、にかほ市は幾らですか、今。400 万弱でしょう。そうすると、1 人当たり 138 円です。こういうことだってやっぱりできるわけでしょう。だから、私が言うのは、ぜひひとつ教育委員会、そっちのほうでも遠慮しないで、どしどしやっぱり財政要求というか、財源要求をして、市民のためになる仕事をやっぱりやる必要があるんじゃないかと思えますから、その機能を高める政策をきちんと打ち立てていただきたいということを申し上げたいと思えますから、その点について、決意というか。

議長（竹内睦夫君） 申し上げます。間もなく 5 時を迎えますので、このまま会議を続行いたします。本日の会議は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 竹内議員のおっしゃることは大変よくわかります。我々も、私は余りそういうことを言いませんけれども、やはり気持ちとしては、私もできれば図書館の理想とするところに少しでも近づきたいという思いは持っております。ただし、できないものを言ってもしょうがないということで余りしゃべっておりません。でも、事業関係で見ますと、結構いろいろなことをやっております。やっておるのです。

あと時間もありませんので、決意表明ということでしたので、教育委員会として、今後、図書館の充実に向けて精いっぱい努力をしてみたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員に申し上げます。簡潔にお願いします。

16 番（竹内賢君） はい、簡潔です。ばちっと終わります。

先ほど言いましたけれども、恐らく見ていると思うんですけども、職員の皆さんも、教育委員会の皆さんも、ひとつ文部科学省の生涯学習政策局が出している報告書をきちんと読んでいただきたいと思えますし、市長も、行政の効果というのも図書館のあり方というのにうんと関係ありますから読んでいただきたいということを申し上げて、終わります。

議長（竹内睦夫君） これで 16 番竹内賢議員の一般質問を終わります。

本日はこれで散会いたします。

午後 4 時 58 分 散 会